

◎開会及び開議の宣告

- 田中敏雄 議長 30番播磨博一議員から欠席する旨の届け出があります。
ただいまから平成19年第2回横手市議会6月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議席の変更について

- 田中敏雄 議長 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。
議員の所属会派の異動に伴い、議席の一部を変更するものでございます。議席は、会議規則第4条第3項の規定により、木村清貴議員を3番に、佐藤功議員を4番に変更いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議席は3番木村清貴議員、4番佐藤功議員に決定いたしました。
-

◎会議録署名議員の指名

- 田中敏雄 議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、23番佐藤清春議員、24番高橋勝義議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 田中敏雄 議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日から6月22日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。
-

◎議長報告について

- 田中敏雄 議長 日程第4、議長から議長報告、市長から横手市土地開発公社ほか9法人から、それぞれ平成18年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。
また、監査委員から定期監査報告書並びに例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○田中敏雄 議長 日程第5、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成19年6月横手市議会定例会の開催に当たりまして、市政運営に関する基本的な考え方として所信を申し述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、郡市一体での歴史的な合併から、はや2年を迎えようとしております。この間、横手市総合計画や組織目標などに基づき、各部局それぞれが合併による不安の解消に配慮しながら業務を遂行しております。今後も施策を展開するに当たっては、各地域の特徴を生かしながら、民意を起点にした新たなふるさとづくりに取り組んでまいります。

さて、既に市報でお知らせしておりますが、雄物川地域局温泉保養施設「えがおの丘」におきまして、昨年10月から本年4月までの間、4回にわたって売上金などを着服した事実が判明し、市民の信頼を著しく失墜させたことから、4月24日付で当該職員を懲戒免職処分とし、あわせて管理監督の立場にあった責任者2名を減給処分にいたしました。今後はこのような不祥事が起きないように、職員にはみずから一層厳しく律することを求め、全体の奉仕者としてより一層市民サービスに徹するよう全職員に指示したところであります。

新たな施策などへの取り組みについてであります、そのうちの一つであります副市長2人制移行についてでございます。

地方自治法の改正に伴い、4月1日から、これまでの助役制度にかえて副市長制度に移行するとともに、副市長2人体制がスタートしました。職務執行に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、「横手市副市長事務担任規程」に基づき、それぞれ事務を分担しながら円滑な市政運営に努めているところであります。

2つ目に、行政経営改革の取り組みについてであります。

今年度より総務企画部に行政経営改革室を新設し、市役所の各職場が市民本位、成果志向に基づき、合意形成・迅速性・コスト意識に根差した「行政経営体」として定着できるよう取り組みを進めてまいります。

平成18年度より取り組んでおります部署ごとの目標管理シートの作成など「組織目標への取り組み」については、消防、病院を含む140課室所・施設において448目標の「振り返り」——これは点検を意味するわけではありますが——を行い、昨年度の目標に対する活動やその成果を総括いたしました。このたび、昨年度における優秀な取り組みを行った9課室所について表彰いたしました、その発想やノウハウを組織全体で共有し、各部署の経営品質向上に生かしてまいります。

また、平成19年度の目標管理シートを活用し、各地域局を巡回しながら「春の幹部経営会議」を開催いたしました。市の経営幹部が施政方針や当該年度の重点事業などに関し、市政の方向性を確認しながら意見交換を行っております。新たな視点で構造改革を具体的に推進し、さらなる市民の満足度の向上につながるよう行政経営に取り組んでまいります。

3つ目の農地・水・環境保全向上対策についてであります。

地域における農地や水、さらには良好な環境の保全と質的向上を図るため、農家と地域住民等との共同活動に対して支援を行う「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度からの5カ年継続事業としてスタートしました。

昨年から各集落への説明会を開催するなど周知を図ってきた結果、市内農地面積の約60%に当たる9,433ヘクタールについて、94の活動組織と市との間で協定を結びました。これらの活動組織それぞれが、5月末からこの6月にかけて本格的に集落共同による水路や農道などの保全管理・環境保全活動への取り組みを行っており、また、一部地域では農業者ぐるみで化学肥料の低減・低農薬といった先進的な営農活動への取り組みにも着手しているところであります。今後、市といたしましては、活動組織がこの制度の趣旨に沿って円滑かつ確実に事業を推進できるよう指導してまいります。

4つ目の横手ブランド創造事業への取り組みについてであります。

経済産業省が昨年6月に策定した「新経済成長戦略」では、我が国が直面する人口減少のもとでの新しい成長に向けて「国際競争戦略」と「地域活性化戦略」を掲げており、また、農林水産省が本年4月に策定した「21世紀新農政2007」では農林水産物・食品の市場拡大を目指し、国内農業の体質強化、食育推進などの食料政策の展開を目指しております。

こうした環境の中、横手市は合併により多様な農産品資源が勢ぞろいしており、産業振興の方向性としては、マーケティングを基本とした農産物の生産販売体制の確立や市場戦略性の高い産地づくりを推進し、横手ブランドを創造してまいります。

今年度は、その一環として、伝統食文化の掘り起こしや地域特産品開発支援制度の導入、また、食育推進や横手のイメージアップ推進を行うアクションチームを市内に立ち上げ、「食と農のまちづくり事業」に着手いたします。具体的には、「食に学び、食を楽しみ、食で潤う横手」のまちづくり指針を策定するほか、横手特産の米やリンゴなどの輸出へ向けた市場調査やイベント開催、また出店などのプロモーション活動を行い、海外市場での活動指針も策定いたします。

5つ目の病院事業についてであります。

病院事業につきましては、医療制度改革などにより医療環境が大きく変化する中、事業の健全な経営に努めているところであります。

市立横手病院におきましては、このような医療環境の変化に対応するため、「市民のための優しい病院づくり」を目指して、ゆとりある快適な療養環境の整備や病棟の再配置を初め、専門性を発揮した医療の強化のために健全経営を図りながら、ハード面の整備として増築と既存施設の改修を行うための検

討を進めております。計画の概要が固まりましたら、議員の皆様にご報告し、ご協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、財源の確保については、可能な限り有利な制度を活用し、財政指標への影響も念頭に置きながら対応してまいります。

6つ目の浅舞市街地の防火用水対策についてであります。

去る2月10日に発生した浅舞地区の市街地火災を受け、同地区の防火用水対策について、平鹿消防団、消防平鹿分署及び関係機関と、予算や事業効果などあらゆる角度から検討してまいりました。その結果、市街地を南北に流れる大宮川を非常時にせき止める方法が最もよいということになり、このような箇所を10カ所設けたいと考えております。これによって十分な水量の確保ができ、市街地の消火作業が効率的に行われることになると思われます。

また、防火水槽は、初期消火用や水の確保が困難な市街地の防火用水として必要と考えており、今年度、平鹿町樽見内地区に設置することにしていたものを、地元消防と協議の上、浅舞街部の平鹿庁舎駐車場に設置することとしております。

大きい3番の平成19年度事業等の進捗状況についてであります。

まず、1つ目、生活バス路線についてであります。地域住民の生活を支えるバス路線につきましては、バス事業者の営業努力はもとより、赤字の一部を国や県、市の補助により補てんし運行しております。しかし、マイカー利用の増加や少子化による通学需要の減少などにより利用者が激減し、乗合バス事業者におきましては、路線の維持が厳しい状況にあります。

そのような状況の中、湯沢・沼館線について昨年9月27日にバス事業者から本年9月末日をもって路線を廃止したいとの協議がありました。各地区で住民説明会を行い、住民の皆様からの意見を踏まえ、関係市町村である湯沢市との検討会を開催し、3月26日に「路線廃止をやむを得ないものと認め、代替手段について、定時運行を基本とし、横手・湯沢両市連携のもと引き続き検討する」との協議が整いました。また、3月30日にはバス事業者から新成線、大曲・造山線の一部区間を平成20年3月末日で廃止したいとの協議がありました。

現在、関係市町村と取り扱いについて打ち合わせを行っておりますが、今後は沿線地区で住民説明会を開催し、住民の皆様からの意見を伺いながら方向性を検討していくこととなります。市では、地域交流の総合的な検討を行うため、運送事業者や住民の代表者などから構成される地域公共交通会議を設置し、廃止路線及び代替手段についても検討してまいります。

2つ目の岩手・秋田県際交流事業についてであります。

平成14年度より、北上と横手を結ぶ地域間交流の活発化を推進し、地域の魅力を全国に発信してまいりました岩手・秋田県際交流事業につきましては、今年7月1日、2日の両日、JR北上線において3年ぶりにSL運行を行うことになりました。あわせて、地域の特産物を紹介する物産市「平和街道ぽっぽフェスタ」や北上・西和賀・横手3自治体の市民が競演する音楽演奏会、グラウンドゴルフ大会など

さまざまなイベントを開催し、さらなる交流の促進を図ってまいります。また、今年度は、盛夏の「トロッコ列車」、初秋の「錦秋湖号」、冬の「かまくら号」と、1年を通じたイベント列車の運行も予定されております。加えて、北上線が昨年10月にJRローカル線の旅の指定を受けたことから、首都圏を初めとする各地域からの誘客増が見込まれ、当地域の通年観光の魅力を強力にアピールするさまざまな事業を展開してまいります。

3つ目の秋田わか杉国体についてであります。

国体開催まで、あと117日となりました。市では、実行委員会を中心に作業を進めておりますが、職員、ボランティア及び市民協力員など600名を超えるスタッフを準備し、本番に向けて万全を期してまいります。

応援対応としては、各地域国体推進組織を核とした会場周辺の清掃、ふれあいの場の創出、手づくりグッズの製作及び応援動員などに取り組みます。特に、小・中学生の皆さんには、飾り花の栽培、応援のぼり旗の製作、記念品の製作及び応援動員などに協力していただくことといたしました。8月5日には大会旗・炬火リレーを131名体制で実施し、機運を盛り上げてまいります。このほか、市報や大会チラシ、ポスターによる情報提供、各種イベントにおける啓発活動を積極的に進め、多くの市民の皆様から参加していただき、横手市の魅力を全国に大いにアピールする大会を目指して頑張ってまいりますので、今後ともご支援くださるようよろしくお願いいたします。

4つ目の国民健康保険事業についてであります。

平成19年度国民健康保険税率の内容について、申し上げます。

初めに、平成18年度国民健康保険特別会計の決算見込みでは、繰越額が5億8,100万円程度となる見込みであり、平成17年度からの繰越額7億3,300万円を除いた単年度実質収支は1億5,200万円ほどの赤字となる見込みであります。

さて、平成19年度の国民健康保険税率であります。医療給付分については、合併協議による平成19年度税率で試算しましたところ1億円ほど不足する結果となりました。このため、合併協議より所得割を0.75ポイント引き上げることとしました。また、介護納付金分については、平成18年度の税率で試算したところ、1,100万円ほど超過する結果となりました。このため、所得割の税率を前年度より0.13ポイント引き下げて2.07%に、均等割額を400円減額して8,500円に改定しております。この結果、1人当たりの税額につきましては、医療給付分では、前年度より3,331円、5.6%増の6万2,590円、介護納付金分は621円、2.9%減の2万585円となったところであります。平成18年度の県平均1人当たり医療給付分の税額は6万8,379円となっており、当市と比較して9.2%、5,789円ほど高い状況となっております。

なお、先般の地方税法の改正により、今年度から医療給付分の賦課限度額が53万円から56万円に引き上げられております。

当市の国民健康保険の置かれている現状は、一般被保険者で70歳未満の方がここ数年4%前後で減少し、70歳から74歳の前期高齢者の方は過去3カ年平均で51%も増加しております。また、1人当たりの

療養給付費は、70歳未満の方の過去3カ年平均の伸び率が0.4%であるのに対し、前期高齢者は6.2%と高い伸び率となっています。このため、一般の被保険者は全体では1.6%ほど減少を続けている中、療養給付費の総額は伸びている現状にあります。また、昨年度、国保税の平準化を図るため導入された「保険財政共同安定化事業」により、新たな負担が求められております。

収納の関係につきましては、収納体制の強化改善を図るため「収納率向上対策委員会」を立ち上げ、管理職による訪問徴収なども実施しておりますが、さらに手だてを講じてまいりたいと考えております。

全県的に見て当市の国保税が低い現状にあるとはいえ、今年度も引き上げざる得ない状況となり、国保の置かれている実情についてご理解を賜りたいと思います。

ご承知のように、医療制度改正により平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、国保老人1万2,000人の方々がこの制度に移行します。また、退職国保制度が原則廃止となり、これに伴う前期高齢者の医療費の財政調整制度が新たに導入されます。自己負担の関係では、70歳以上74歳までの高齢者が2割負担に、3歳までの乳幼児2割負担が義務教育就学前まで拡大されるなど保険給付にも影響が生じます。特に、国民健康保険税の課税区分が現在の「医療給付分」「介護納付金分」に加え「後期高齢者支援金分」が新たに設けられ、新たな課税方式となります。

これらの状況から、合併協議で決定された3年間の不均一課税の前提条件となった制度の仕組みが大幅改正されたことに伴い、平成20年度の不均一課税の継続については実質的に困難であると考えております。あわせてご理解を賜りたいと存じます。

5番目に、朝倉小学校区放課後児童クラブの増設についてであります。

現在、朝倉小学校区の学童保育は、あさくら館において定員60名で実施しておりますが、近年アパート建設が進んで学童保育の需要がふえ、5月1日現在の登録児童数が80名となっております。学童保育は子育て中の働く親の支援ということからも重要なサービスであります。あさくら館では建物の広さや地域住民の利用頻度から、これ以上の登録児童の増加に対応できない状況となっておりますので、その対策として個人の住宅を借り上げて開設する内容で今議会に補正予算を計上しております。

6つ目の障がい者支援施設の開設についてであります。

障害者自立支援法の制定により身体、知的、精神といった障害の種別にかかわらずサービスを提供していく一環として、昨年12月から改修工事を進めておりました障害者支援施設「ひまわり社」が完成し、4月10日に開所式を行いました。現在、重度の障がいがあり日常生活の介護を要する方3名、雇用契約を要しない軽作業の就労支援を受ける方5名の計8名が利用しており、また、指定管理者制度導入に向けての作業も進めております。今後も、障がい者の方々が地域の一員として豊かな生活を送れるよう、一人一人に適した生産活動の機会を提供し、就労につながるよう支援してまいります。

7番目の農業振興についてであります。

この冬は暖冬により降雪量も少なく、春作業の水不足が懸念されましたが、田植え作業も無事終わり、安堵しているところであります。果樹につきましても、雪による枝折れ、野ネズミ、野ウサギ被害も最

小限度に食いとめることができ、着果状態もよく、粗摘果作業に入っているところであります。また、転作作物野菜などの定植につきましては、4月上旬の低温により遅れぎみでありましたが、天候の回復により持ち直したところであります。

本年度からスタートいたしました品目横断的経営安定対策については、集落営農組織70、認定農家216の加入予定であり、今年度の取りまとめ期日の6月末に向け、関係機関と協力しながらさらなる掘り起こしに努めております。本安定対策は、対象作物も当地方は米、麦、大豆などに限定され、これまでの一律支援から、基準を満たした集落営農組織と認定農家への支援となりました。特に、営農組織においては生産物の組織販売、経理の一元化、法人化などの課題が山積しております。

これら課題の解決に向け、関係機関の協力を得ながら農政課内にワンストップ窓口を設け、「横手市アクションサポートチーム」として農家の相談や経営体質強化支援を図ることにいたしました。今後、各種研修会の開催や情報提供、組織づくり活動を実施し、農家の皆様がより身近に相談できるよう対策を講じてまいります。

産地づくり対策につきましては、さきに地域水田農業推進協議会長名で作付可能面積を各農家に配分したところですが、産地づくり対策の助成交付単価はこれまで地域ごとに異なっておりましたが、本年度から全市統一を図り一本化しております。集落営農組織、認定農家がより生産活動に意欲が持てるよう、団地加算、担い手対象加算などを重視し、その成果を大いに期待しているところであります。

8つ目の都市マスタープランの策定についてであります。

向こう20年間の長期計画として策定する都市計画マスタープランにつきましては、市民による検討会議を設立し、将来都市像の全体構想提言を作成していただき、その提言内容をもとにアンケート調査を実施する予定であります。あわせて、専門的見地からまちづくりの方針を策定するため、有識者による策定委員会を設立する予定であります。また、並行して作業を行っている都市計画基本図の作成につきましては、約400平方キロメートルの山間部について5,000分の1の地形図を作成いたします。

この2つの事業は、合併補助金の平成18年度繰り越し事業として既に委託業務発注をしております。

9番目のJR横手駅周辺地区の整備についてであります。

横手駅周辺地区の「都市再生整備計画」に基づき、まちづくり交付金事業の新規採択要件となっている市民アンケート結果を国に報告したことにより、3月30日付で平成19年度新規採択箇所として国から交付金の内定通知がありました。平成19年度は、基幹事業として横手駅東西自由通路や駅施設、都市施設などの基本設計業務や富士見大橋地下道の整備測量設計業務、また、提案事業としてまちなかウォーキング事業やかまくら職人育成事業を実施いたします。

横手駅前地区の市街地再開発事業につきましては、準備組合が4月24日に平成19年度通常総会を開催し、本年度の事業計画を決定いたしました。総会開催に先立ち、事業の円滑な推進と事業の完成を目的として、施行者である準備組合、一般業務代行者、特定業務代行者及び横手市の間で「市街地再開発事業まちづくり協定書」を取り交わしました。6月下旬には準備組合の解散と再開発組合の設立に向けて

作業を進め、再開発組合設立後は、建築物の実施設計、権利返還計画の策定を行い、年内には旧平鹿総合病院を中心に第1期解体工事に着手いたします。

10番目の公営住宅の整備についてであります。

平成16年度から5カ年計画で進めております「平鹿・醍醐団地建設事業」につきましては、平成19年度事業として4棟8戸の11月完成を目指して準備を進めております。さらに、今回県から追加配分がありました1棟2戸分の事業費について今議会に補正予算を提案しております。これにより、25棟50戸を建設する整備計画のうち、今年度で22棟44戸の建設が終了し、来年度3棟6戸を建設することで醍醐住宅団地の建設事業は完了することとなりました。

11番目の学校統合の取り組み状況についてであります。

昨年9月に市立小・中学校の統合について中間報告9案を提示し、保護者や地域住民の理解と合意形成を得るため、説明会を重ねてまいりました。本年4月1日に新大森小学校が開校し、また、平成20年4月1日の福地小学校と大沢小学校の統合も地域の合意が得られ、今議会に学校設置条例の一部改正案を提出いたしております。今後も、児童・生徒の教育環境の充実を目指し、地域住民の意を十分に酌み取りながら、実情に即した統合に取り組んでまいります。

12番目の後三年合戦史跡保存整備計画策定調査事業についてであります。昨年までの準備を踏まえ、今年度より5カ年計画の調査事業が始まりました。今年度は金沢城跡、沼館城跡、大鳥居柵跡の試掘調査を行い、遺跡の内容を探るとともに、沼柵跡の詳細測量調査を実施し、地形図を作成いたします。この調査結果については現地説明会を初め、雄物川郷土資料館や後三年の役金沢資料館での特別展示などで市民に周知してまいります。

13番目の旭地区総合交流促進施設の建設についてであります。

旭地区総合交流促進施設建設事業の進捗につきましては、5月17日に工事にかかわる入札を行い、電気設備工事、機械設備工事については請負契約を5月21日付で締結いたしました。また、建築本体工事につきましては仮契約を締結し、本定例会に契約議案を上程しております。特殊基礎工事は8月末、電気・機械の各設備工事は2月末までの工期を予定しておりますが、これらの工事の進捗を見ながら、外構工事などもあわせて実施し、年度内の完成を目指します。

なお、公民館や出張所業務については工事期間中も引き続き業務を行います。利用者の安全と、不便のかからないよう十分配慮しながら工事を進めてまいります。

14番目の十文字道の駅事業についてであります。

施設本体の建築工事は3月末に完成し、5月3日には農産物直売所と加工施設を先行オープンしております。また、外溝工事は8月末の完成を目指して工事を進めております。国土交通省で工事を進めている駐車場整備及び交差点改良工事については、6月末で完成する予定であります。今後、7月3日に施設全体をプレオープンし、9月の国体前にグランドオープンを予定しております。

なお、運営については、地域振興としての機能を果たせるよう指定管理者制度による民間会社の運営

を予定しており、今議会に指定管理者の指定議案を提案いたしております。多くの方々に利用していただくとともに、市民の憩いの場としてにぎわいのある施設にしていきたいものと思っております。

大きな4番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は、3億8,812万4,000円で、補正後の予算総額は466億1,612万4,000円であります。

その主なものを申し上げますと、雄物川地域局庁舎管理費に998万6,000円、住民情報系運用管理に6,107万1,000円、学童保育事業に408万円、児童手当給付費に7,790万円、くらしのみちづくり事業に2,000万円、まちづくり交付金事業、醍醐住宅団地であります。これに3,519万8,000円、平鹿地域体育施設費に2,470万円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件が1件、専決処分報告案件8件、繰越計算書の報告案件4件、専決処分承認案件11件、条例の制定など条例関係7件、平成19年度一般会計補正予算案など補正議案11件、その他、過疎地域自立促進計画の変更など、その他の議案8件の合計50件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第6、報告第7号専決処分の報告について報告を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 報告第7号についてご説明申し上げますので、市議会定例会議案書の1ページをお開きください。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

内容であります。事故の発生日時、場所は、平成19年2月28日午後2時30分ごろ、横手市前郷字下三枚橋市役所本庁の北庁舎駐車場で起きたものであります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります。本市教育委員会の横手学校給食センター職員が市の公用車を駐車後、降車のためあけたドアが強風にあおられ、車両右側に駐車しておった被害者所有の助手席側のドアを破損させたものであります。

事故の過失割合は当方の100%過失でありまして、損害額は4万9,980円であります。財源は、全額全国市有物件災害共済より補てんされております。

大変申しわけございませんでした。よろしくご説明申し上げます。

以上で報告を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第7号の報告を終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第7、報告第8号専決処分の報告について報告を求めます。平鹿町区長。

○柿崎洋悦 平鹿町区長 ただいま専決についてご報告申し上げます。

事故の発生ですが、19年3月15日午前4時ころです。発生場所は平鹿町浅舞字浅舞135番地、被害者は同地域にお住まいの土田弘三さんです。

事故の概要であります。朝4時ころ、平鹿地域局の地域維持課の除雪作業員が除雪ローダで除雪作業中、被害者の側溝に敷いてありました鉄板に接触して、これを押して被害者宅の作業所の入り口引き戸を破損させたものであります。

損害賠償額は13万9,479円で、過失割合は市が100%、相手はゼロ%であります。損害賠償の財源ですが、これは全部全国市有物件災害共済会で全額を補償されております。

原因については、除雪の場合にちょっと多目に除雪しようとして、側溝にふたをしておりました鉄板を押し上げました。今後そのことについては、事前に十分にそういうところを調査して、安全に努めることを指導しております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第8号の報告を終わります。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第8、報告第9号専決処分の報告について報告を求めます。大森町区長。

○佐々木一 大森町区長 報告第9号につきましてご報告申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びそれに伴う和解に関することについて専決処分するものであります。

事故の発生日時ですが、19年3月13日です。発生場所は横手市大森町八沢木字寄木地内、市道の中房武道線でございます。

被害者は記載のとおりでございます。

事故の概要であります。上記日時、場所におきまして本市大森地域局地域維持課除雪作業員が除雪

ロータリー車にて除雪作業終了後の帰庁途中、道幅が積雪のため狭かったために、双方徐行をしながらすれ違いしたわけですが、圧雪路面の状態を除雪ロータリー車がブレーキをかけたということで横滑りをして被害者の車両に接触して破損させたというふうな内容でございます。

損害賠償額は30万円、過失割合は市の側が10、相手側がゼロであります。財源につきましては、全額加入保険で支払いをするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第9号の報告を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第9、報告第10号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 報告第10号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

その内容は、去る3月14日午前10時50分ごろ、横手市朝日が丘地内の市道で財務部納税課職員の運転する市公用車が、丁字路交差点におきまして、市側が一たん一時停止後、右折するため交差点に進入した際、優先道路を右側から直進してきました被害者の車両と接触して破損させたものでございます。

過失割合は、市側が85、相手側が15%でございます。損害賠償額は10万7,100円で、相手の所有する車の修理代の85%相当額を負担するものでございます。額については、全額保険で対応してまいります。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第10号の報告を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第10、報告第11号専決処分の報告について報告を求めます。増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 報告第11号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

10ページをお開きください。

専決第21号であります。これは本年の4月24日専決処分したものでございます。

その内容は、平成19年3月15日午前4時30分ごろ、増田町福嶋道西地内の市道で発生した事故につき

まして損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、早朝除雪の際、市道福嶋3号線上に設置されておりました防火水槽のふたを雪と一緒に移動させまして、その開いた穴に被害者が所有する車両の前輪を落とし、バンパーを損傷させたというものでございます。

損害賠償額は3万3,600円で、過失割合は市が100、相手方がゼロというふうになっております。道路賠償保険が対象となっております。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第11号の報告を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第11、報告第12号専決処分の報告について報告を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題となりました報告第12号についてご説明申し上げます。

本案も同じように、損害賠償の額を定めることについて及びこれに伴う和解に関することについて専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

内容であります。次のページにありますように、平成19年4月12日木曜日午前9時10分ごろ、横手市駅前町地内、市道大町三枚橋線上の交差点において、横手地域局地域振興課職員が市公用車を後進させる際、後方の確認不足により、被害者であります東日本電信電話株式会社秋田支店長、青木清児氏所有の電柱に接触し、電柱に巻いてあるトラマークの帯を破損させたものでありまして、損害賠償額は2,721円であります。

事故の過失割合は市側が100%であります。損害賠償額は市が加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で全額補てんされるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

○17番(菅原恵悦議員) 今、専決処分7件ですか、報告があったわけなんですけれども、保険で支払うというふうなことですけれども、壊れた、相手方でなくて、自車といいますか、市の車はどのような修理をしているのかお聞きいたします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 市の公用車も自損の保険に加入しておりますので、市側の公用車も全額保険対応しております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第12号の報告を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第12、報告第13号専決処分の報告について報告を求めます。増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 報告第13号専決処分の報告につきましてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

14ページをごらんください。

これは、5月7日専決処分した専決第23号につきましてでございます。

和解の相手方は、増田町狙半内に在住する松坂氏でございます。

訴訟の概要は、原告の水利権が道路改良工事で侵害されたために1,500万円余りの損害賠償金を支払えということで、平成15年、秋田地方裁判所横手支部に提訴されたものでございまして、平成18年、昨年の1月、一審で棄却となったものでございますけれども、原告がこれを不服といたしまして、18年4月、昨年の4月に高裁に上告したものでございます。仙台高裁の裁判所の秋田支部の裁判官から提案されておりました和解内容につきまして双方が検討した結果、4月25日の第9回の和解協議で和解が成立したものでございます。

その要旨は、1つには原告が生活用水に困窮しているということでございますので、飲料水確保のための補助金として、市が5月31日までに金30万円を支払う。2つ目といたしまして、本件はもちろんでございますけれども、旧増田町に関連する一切の紛争につきまして、官民境界あるいは土地所有権の問題につきましては除きますけれども、今後、調停を含む裁判上の請求を一切行わないことを確認するという2点が要旨となりまして、和解したものでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 行政と住民が和解したということは大変よかったなと思っておるわけですが、本来、住民と行政が対立するということは、住民にとっても、行政にとっても、決して好ましいことではないわけですが、旧増田町時代に発生した事件でございますが、19年もの長い期間争われたといえますか、問題解決にこれほど長い時間を要したというふうな主要な原因は何でありましょうか。その点をお伺いします。

○田中敏雄 議長 増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 おっしゃるとおりでございますけれども、ただ、19年間この訴訟をやっていたわ

けではございません。先ほどご説明申し上げましたとおり、15年に訴訟されたものでございまして、それから18年に第一審、棄却されまして、18年の4月に上告されたというものでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） もう一つお聞きいたします。

大人の解決ということで、一審に棄却されたものを和解金という形で30万払うと、そういう説明を受けました。そういう中で、理解はできますけれども、ただ、この中に官民境界及び土地所有権の問題を除くということが明記されております。このことに関しても、まだ紛争とか問題があるのか。もしあるとするならば、今回の和解が正直、逆に問題のある面でこじらせるのではないかという心配のもとに質問をさせていただきます。

○田中敏雄 議長 増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 ご説明いたします。

当初、私どもは和解というものは本当は望んでおりませんでした。といいますのは、十何項目のいろいろな事項につきまして問題提起されておりました、いろいろ見ましても、我々の過失というものは私どもは理解しておりませんし、圃場整備の中で登記を変えたというようなこともございました。しかしながら、そういうことを現実的にできるものではございませんし、それにつきましては、この後、問題を提起したいということもございまして、それを私どもが拒むということもできませんでしたし、あるいは道路工事上の関係で、県道との関係で境界がはっきりしないという部分もありまして、それについてはこの後1つ問題にしたいということで、調停からそれを除いてほしいというような本人の申し出でございまして、それについてはやむを得ないだろうということで和解したものでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） この専決処分を見ますと、飲料水の確保のために30万円補助すると。この30万円補助しますと、原告に良質な水が提供できるかどうかということが1点であります。

それから、裁判が高裁にいったから9回和解勧告されております、裁判長から。9回の和解勧告というのは非常に回数が多い。しかも、弁護士料が200万以上かかっているというお話であります。私は、どうも聞くところによりますと、この方は大変行政訴訟の好きだという言い回しはどうか分かりませんが、またやるんじゃないかといううわさもあります。私は、こういうのは相手も弁護士料もかかることですので、勝訴するまでやるべきではないかなと思っております。この後もいろいろ行政訴訟も仮に提起されますと、それなりに市も負担が多くなるわけありますので、その点をご答弁お願いします。

○田中敏雄 議長 増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 水確保のための設計を見ますと、大体60万ほどかかるということで、その半額、30万円を補助しようということで和解になったものでございまして、この後、水を確保するための確認という作業をうちの方でするつもりでございます。

それと、私どももできればはっきりしたいということで、先ほども申し上げましたけれども、和解で

なくて、言い方がちょっとあれですけども、決着をつけたいということでありましたけれども、裁判官のたつての和解勧告といいますか、提案がございまして、9回ほどいろいろやりとりをして、ようやく和解にこぎつけたという内容になっております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第13号の報告を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第13、報告第14号専決処分の報告について報告を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 報告第14号についてご説明申し上げます。

本専決処分につきましては、車両の事故に関するものでございます。自治法の規定に従いまして、損害賠償の額及びこれについて和解することを専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

事故の発生の日時でございますけれども、平成19年4月5日午後1時15分ごろでございます。事故の発生場所は当市十文字町特別養護老人ホーム憩寿園の敷地内、玄関のスロープといたしますか、玄関の付近でございます。

被害者は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますけれども上記場所におきまして、本市福祉環境部特別養護老人ホーム憩寿園の職員が市の公用車を駐車した際、サイドブレーキが十分でなかったということで、玄関前のスロープを車が進みまして、駐車場にとめてあります被害者の車両に接触をし、破損させたものでございます。

損害賠償額は4万9,082円でございますけれども、過失割合は市が100%、被害者がゼロということでございまして、全額市が加入いたします物件の災害共済によりまして補てんされております。

大変申しわけございませんでした。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） この報告の中で、他地区でありまして、出身地区のところでしゃべらないと、これはどうも地区の援護にとられては困るということで、あえてこの場で質問いたしますけれども、今、民間企業で事故がある。想定によりますけれども、どうも話を聞いていると100・ゼロ、これが非常に多い。前からずっとそう思っておりました。相手が市民だからという思いも確かにあるでしょうけれども、本来はやはり100・ゼロという事故割合は特異なものだ。

そういう中で、実際に事故を起こした職員、この職員に対して勤務評定あるいは賞与の面の中で毅然と、その部分の中でこういう、例えばボーナス1割カットあるいは損害賠償額だけカットする、そういう基準、法的にはわからないですよ、いろいろなそういう部分はわからないけれども、でも、民間の中では少なくとも事故を起こした本人について何らかの罰があるわけでありまして、何らかの罰がある、対

策の中で。だから、それがないと、どうも事故が減って……。毎回毎回、逆にここに出席なされている幹部の皆さんが、いつ、おれの部下がやっちゃって、ここで謝らねばできねべという思いがとれないと思うんですよ。だから、そういう部分の中で、抑止策として、やはり何らかの対策が必要でないか。ここまで来たら、こういう時世であります。今のこの考えについて何かしら、これと代わるものがあったとしたら、その事故を起こした本人についてこういう不都合が今のところあるんだと。昇給を1年間遅らせているとか、何かしらの対策をとっているんだということがありましたら、報告をしていただきたいし、もしないとするならば、そういう対策を何か講じられないかどうか、そのことについてお聞きいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、交通事故の関係の処分には交通事故の処分基準がありまして、処分するものはそれに基づいて行うことになっております。ただ、今までに処分基準に該当して処分をするところまでいったものは、酒気帯び運転以外はございません。それ以外の通常といいますか、故意とか重大な過失があるという場合には処分基準に従って処分をすることとなりますけれども、日常的に一生懸命仕事をしながら過失があつて事故になった場合については、具体的に申し上げれば、人事の評価でどうするかを決めていくということになると思います。人事の評価というのは事実に基づいて評価をするということでありまして、現在の給料表でいきますと1つの号が8つに分かれておりまして、人事の評価の次第では、例えば通常であれば8つのうちの4つが通常の昇給だとすれば、場合によっては2つになるとか、成績がよかった人は6つになるとか、そういうことで対応するということが、今の制度の中ではそういうやり方でいきます。いずれ重大な過失あるいはすごいスピード違反で事故を起こしたとかということになりますと、それは処分基準に従ってしっかり厳正に処分をしていくということになりますので、今はそういう対応で進めております。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） せっかくそういう制度があつて、現実にこういう軽微だと言われますけれども、私はこの軽微の積み重ねがそういう重大事故を招くと、実際に。だから、緊迫感を持たせる以上、やっぱり事故を起こせば、俸給8つに分けているうちの1つ、要するに昇格、昇給ですか、それはできないんだと。今、非常によくなったと思うのは、酒気帯び、酒飲み、一発で免職ですよ。それがなくなりました。残念なことに、やっぱりそういう罰則がしっかりしないと、どうも、私も含めて人間の弱みというんですか、そういう部分がある。だから、こういう部分で明確に基準を職員に周知をして適用していく、そのことが私は事故の抑止につながっていくものと信じております。どうか考えてもらいたいことを要望して質問を終わります。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 先ほどの処分基準に従って処分をするというのは、懲戒処分であります。懲戒処分でありますので、やはり一定の、故意にやったりとか重大な過失があるという場合に懲戒処分をす

るということで、今、基準はなっています。

今、事故の抑止のために罰が効果があるというのは、私も、全部それで解決できるということではないんですけども、そういうのは一定の効果はあるのではないかなというふうに思いますが、懲戒処分をするということを考えますと、一生懸命仕事をしながら、よかれと思って一生懸命やる中で起きる事故というのは、やっぱり、例えば人事評価とか、そういう中でやっていくべきではないのかなというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおりに、故意あるいは完全に法律違反で運転した結果、事故が起きた、そういう場合にはしっかり厳正に処分をしていきたいと思っておりますので、現在の制度で、まず対応していきたいと思っております。ただ、罰というのは、やっぱり法律に違反したとか、あるいは相当重大な過失だとかという場合に適用して、通常の場合は人事評価でいきたいと思っておりますし、それらについては現在、人事評価についてまだしっかりした制度として確立はされておられません、人事評価を進めていくためにさまざまな今、研究もしておりますし、試行ではありますが、自己評価を出していただきながら、我々の方でそれらを評価していくという方法も取り入れていますので、そういう中で、罰という点についてはその中でいろいろ考えていきたいと思っております。ただ、実際に事故を起こさないようにするためには、それぞれの職場においてしっかりと注意するように徹底してやっていくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。33番小笠原議員。

○33番（小笠原恒男議員） このぐらいの大きい組織になりますと、かなりの公用車がございます。多分横手市の中にも、多分でなく当然、安全運転管理者、副安管と2人おられると思います。その講習が年に1度ありますけれども、他社の民間企業の車の所有が大きいところのことも皆さん、その方々から聞いていると思いますけれども、私はせめて、大きくなると各部単位で交通安全対策委員会というものを設置していきなさいと思います。それは、その部の中で選ばれた人たちが自分の部の中でどうやったら交通安全ができるかと。1つの事故が起きたときは、その因果関係、どういう状況で、どういうふうに起きたか、その人を責めるのではなく、今後のためにもそういう事象が各社で、例えば日通さんとか、どこでもやられているところがかなりありますので、そういう対策はおやりになっているのかどうかお聞きしたいと思います。お願いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 安全運転管理者の件ですが、現在、市には8地域局、あと本庁等ありますので、その各施設に安全運転管理者の方々を設置しております。それで、当然講習会等にも出席して、交通安全に対する知識も得ております。それで、各部単位と議員さんおっしゃいましたが、各地域局単位で部も包括されておりますので、地域局単位で安全運転管理者、そして、その安全運転管理者の方は地域局の次長さんを中心になっていただいておりますので、次長さん会議あるいは管財課が主率となって安全運転に関する会議と啓蒙等を行っておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 33番小笠原議員。

○33番(小笠原恒男議員) トップだけではなく、やはり下のところまでその会議に入っていないと、次の事故の検証のために、こういうところを気をつけていかなきゃいけないということが、みんな職員全員がわからなきゃいけないわけですよね。ですから、安全運転管理者、副安管がわかっている、それが訓示という形で進めていっても、ほとんど事故の防止にはつながらないという事例も出ています。ですから、事故が起きたときは、やはり全員でその検証をする、そういうような体制のための安全運転講習会、講習会というのは定期的に大概やっているはずで、月2回とか3カ月に1回とか、そして、また、事故が起きたときはすぐやるとか、そういうような形に私はしてもらいたいと思います。絶対事故は少なくなっていくはずですので、ぜひお願いいたします。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質問ありませんか。10番近江議員。

○10番(近江湖静議員) ただいまの33番議員と同じような主張でありますけれども、1年半ばかり前にもこの場で自動車事故処理委員会について、あるいは事故処理委員会について問題提起をしましたけれども、内部体制がまだあいまいなのではないかと。きょうの市長説明も、しっかりした行政経営改革の中で行政経営体という文言が入っております。ですから、今話したとおりに、事故が発生したら、自動車事故処理だけでなく、自動車事故でなくて労働災害もあるだろうし、その関係所管で処理委員会を開いて分析を詳細にする。事故は、言ったとおりに全くゼロということはありません。どのような環境で、どのような問題で、どのような結果になったか。もちろん100%過失もあるでしょうし、あるいは行政でやるべきことをやらないときもあるだろう、そういうものが出てくるわけです。それをその所管で明らかにして、そして、やはり皆さんによく指導をする、こういうところが非常に欠けているような感じ、やっているかもしれないけれども、そこが問題であります。それを厳しく、厳しいというより当たり前のことです。当たり前のことです。普通のことをやっていかない。だから、役所なんだ。役所の方とすると、ただ保険で処理すればいいだろうと。でないと思いますけれども、そういう感覚が出てくる。

今後、ですから、各地域局において、あるいは本庁においても、事故が発生した場合には速やかに事故処理委員会を組織する、開催する、そういう体制をしっかりとやらなければいけないということであり、それを前に言っても、全然やっておるか、やっておらないのか、そういう事故処理委員会というものは組織的に、あるいは内部の要綱か何か知らないけれども、そういうものがしっかりできているかどうか。そして、今後それをやるべきだ、そういう分析です。労働安全上においても、やはり行政の欠陥もあるだろうし、あるいは個人の欠陥も出てくると思う。今、安全・安心第一であります。そういう視点に立って、ひとつもう一度見直してやるべきだということを意見等含めて質問でありますので、お答えください。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 小笠原議員のご指摘にもありまして、今、近江議員のご指摘にもありましたが、私

自身もこういう専決処分をここに出すこと自体、まことに本当に申しわけなくて、市民の皆様に何をやっているんだと思われると本当に身が縮む思いで報告させていただいているところでございます。議員の皆さんからすると、本当に毎回だといういら立ちは当然のことかなと思っている次第でございます。

今、総務企画部長あるいは財務部長が今までの取り組み、今やれる取り組みの話を申し上げましたが、それでもこういう状況が毎議会のたびにあってございまして、ということはやっぱり我々のやり方がまだ足りないということの証明に、逆になってしまうのかなと思っております。もう一度事故の教訓を次に生かすための内部のあり方、情報伝達も含めて、あるいは今でき得る職員に対する牽制的な措置等々について至急検討して、至急実践に移してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。28番佐々木議員。

○28番(佐々木誠議員) 前の2人の方の質問と関連しておりますけれども、12月議会におきまして総務部長に、小さいグループ単位でそういう話し合いはできないかという質問をしたところ、検討してみますという答弁でございましたので、あれから大分たちましたので、どのような検討結果でしたかお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 先ほど財務部長が申し上げましたとおり、地域局単位でそれぞれの取り組みをしているということでもありますので、例えば総務企画部、企画課の中で交通安全だけについてさまざま各課ごとにやるとかということまでは必要ないんじゃないかということで、やっております。地域局庁舎に入っています全体の中で、今、集中管理しております全体の中で、それぞれ取り組みをしているということですので、そういうことでご理解をお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第14、報告第15号平成18年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第15号平成18年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、さきの3月議会などで議決をいただきました繰越明許費につきまして、その計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

18ページをお願いします。

内容でございますが、2款1項住民情報系運用管理では525万円を繰り越しております。これは、平

成20年度から施行される後期高齢者医療制度に関連した介護保険システムの改修費用でございますが、制度の内容が不確定であったため、システム改修費用について繰り越しとなったものでございます。

同じく、個別業務システム等統合事業では、2億3,719万7,000円を繰り越しております。これは、合併補助金対象の5つの事業でありまして、1つ目は道路統合事業で1億5,871万1,000円、公図閲覧システム整備事業が3,239万1,000円、地籍調査事務支援管理システム統合事業が1,890万円、農地基本台帳システム統合事業が1,526万7,000円、固定資産税地理情報システム整備事業が1,192万8,000円でありまして、これらの事業につきましては、事業期間の関係から平成18年度内の完成が困難であったため、繰り越したものでございます。

同じく、情報通信基盤セキュリティ対策事業では5,900万円を繰り越しております。これもまた合併補助金でありまして、庁内LANセキュリティ対策事業が4,500万、非常用自家発電設置事業が1,000万円、地域局庁舎IP電話更新事業が400万円でありまして、これもまた年度内完成が困難なため繰り越したものでございます。

同じく、合併補助金対象事業の総合計画策定事業では405万円、庁舎改修事業では増田庁舎、大雄庁舎、大森庁舎の改修分6,887万1,000円、市勢要覧作成事業では620万円を平成18年度内完成が困難なため繰り越したものでございます。

次に、3款1項の社会福祉施設整備事業補助金では4,000万円を繰り越しております。これは、社会福祉法人平鹿福祉会に対する国庫補助分につきまして市を経由して補助するもので、法人の認可が遅れたことなどから施設の完成が5月以降となるために補助金の執行を繰り越したものでございます。

次に、4款1項の浄化槽設置整備事業では1,336万4,000円を繰り越しております。これは、浄化槽の設置希望者の計画変更に伴いまして平成18年度での完成が困難となったため、5人槽で9基、7人槽で17基の計26基について平成19年度に繰り越して補助をしようとするものでございます。

次に、6款1項村づくり交付金事業では1億1,110万円を繰り越しております。これは、平鹿町地域で実施しております農道整備につきまして……

【「1,111万円」と呼ぶ者あり】

○高橋健幸 財務部長 間違いました。1,111万円でございます。訂正をお願いいたします。

これは、平鹿町地内で実施しております農道整備につきまして用地交渉に日数を要したことから、工事費分について繰り越したものでございます。

同じく、農村振興整備計画図作成事業では300万円を繰り越しております。これも合併補助金であります。都市計画区域の設定との整合性を図りながら作成しようとしたために繰り越しております。

次に、8款2項の地方道路整備臨時交付金事業で1億円を繰り越しております。これは、横手駅西側の駅西線改良工事につきまして用地交渉に日数を要したために繰り越したものでございます。

8款4項の総合公園整備事業では1億9,641万円を繰り越しております。これは横手地域の赤坂総合公園の整備事業が9,560万円、また七日市公園整備事業が1億81万円、これらにつきまして用地交渉、

関係機関との協議等に日数を要したために繰り越したものでございます。

同じく、道の駅事業では1,350万円を繰り越しております。これは、十文字道の駅で国交省との協議に日数を要したために本体工事の工期がおくれました。そのために、外溝工事等の年度内完成が困難となったために繰り越したものでございます。

同じく、都市計画基本図作成事業では9,356万円、都市マスタープラン策定事業では745万5,000円を繰り越しております。これらは合併補助金であります。年度内完成が困難であったため、繰り越したものでございます。

次に、9款1項消防団統一被服購入事業では、3,828万5,000円を繰り越しております。これも合併補助金であります。旧横手、山内地域を除く消防団員約2,200名の制服を更新するもので、納品まで日数を要することから繰り越したものでございます。

同じく、地域防災計画策定事業では、65万3,000円を繰り越しております。これも合併補助金であります。災害時の対策組織の調整等に日数を要したために繰り越したものでございます。

次に、10款でございます。3項中学校大規模改造事業耐震補強工事では9,756万8,000円を繰り越しております。これは増田中学校の耐震補強工事でありまして、生徒への騒音対策や施工方法の調整等に日数を要したために繰り越したものでございます。

同じく、中学校大規模改造事業質的整備工事では556万5,000円を繰り越しております。これは横手南中学校のアスベスト除去工事につきまして、生徒の万全な安全体制と適切な工期等の調整に日数を要したために繰り越したものでございます。

最後であります。11款2項の道路災害復旧事業では5億7,529万円を繰り越してございます。これは、平成18年度中に災害認定を受けまして補助対象事業となりました凍上災36カ所中、市道前郷檜沢線など25カ所について平成18年度内の完成が困難となったために繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第15号の報告を終わります。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第15、報告第16号平成18年横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 報告第16号についてご説明申し上げます。

本報告もさきの報告第15号同様でございますが、土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について報告するものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

地方特定道路、これは区画街路であります。区画街路3路線ほか駅西線の単独補助、合わせて4路線につきまして18年度中に施工することができませんでしたので、19年度に繰り越しをしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第16号の報告を終わります。

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第16、報告第17号平成18年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第17号平成18年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本報告は、さきの3月議会で議決いただきました繰越明許費につきまして計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。

その内容でございますが、22ページにありますように、下水道台帳システムの整備と、それから公共下水道事業が年度内に完成を見込めなかったために繰り越したものでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第17号の報告を終わります。

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第17、報告第18号平成18年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第18号平成18年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本報告は、さきの3月議会で議決いただきました繰り越しにつきまして計算書を調製いたしましたので、ご報告するものでございます。

24ページでございます。

横手市水道事業計画策定業務委託と、それから給水台帳等地図情報化業務委託についてでございます。いずれも年度内に完成が見込めなかったことから繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第18号の報告を終わります。

◎同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第18、同意第15号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第15号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第15号固定資産評価員の選任についてでございますが、次の者を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所が横手市平鹿町浅舞字下高口118番地、小野タヅ子でございます。

地方税法第404条第2項の規定により、お願いを申し上げようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第15号を採決いたします。同意第15号は同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第15号は同意することに決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第19、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成18年度横手市一般会計補正予算（第9号）につきまして専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

1ページをお願いします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億5,615万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ505億4,131万7,000円に定めたものでございます。

第2条、繰越明許費の補正でございますが、7ページをお願いいたします。

7ページ第2表のとおり、9款第1項地域防災計画策定事業につきましては、地域防災計画策定事業の全体事業費を繰り越す予定でございましたが、初動態勢マニュアル策定経費のみ繰り越すことで金額を変更したものでございます。

次に、11款1項道路災害復旧事業では、凍上災の災害復旧事業の補助金が追加配分、補助率が74%から74.1%と追加配分があったために金額を変更したものでございます。

次に、第3条、債務負担行為ですが、第3表のとおり、地籍調査管理システムの賃貸借につきまして平成19年度から平成23年度までの債務負担行為を設定しておりました。このシステム統合事業を今回の合併補助金対象事業として平成18年度繰り越し事業で実施することとなったために、前の債務負担行為の設定を廃止したものでございます。

続きまして、8ページでございます。

地方債の補正であります。第4表地方債補正であります。追加分につきましては、障害支援施設整備事業、ひまわり社の国庫補助金一般財源化分につきまして地方債を充当したものでございます。

また、9ページになります。

奥羽山麓県営大規模農道整備事業ほか18件につきましては、起債の限度額を変更しております。

今回の地方債の変更は、事業費の確定に伴う起債分の変更が主な理由でございます。また、一般公共事業債につきましては、財源対策債等の調整分の配分があったことなどから増額となっております。また、変更額の大きい道の駅整備事業につきましては、コンビニ店舗部分と国交省負担分などについて起

債対象とならなかったこと、また地方特定事業、中央線では起債対象の単独事業費が減額となったため、起債額が減額となっております。

それでは、補正の内容につきまして、歳入の方からご説明申し上げますので、11ページの事項別明細書の方をごらんいただきたいと思います。

2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金まではいずれも一般財源であります。国・県などからの交付額が確定したことによります補正であります。この中で、10款の地方交付税が6億2,620万8,000円の増額となっております。これは、国の補正予算に伴い決定されました地方交付税の調整分などが増額となったため、1億3,189万8,000円、これは普通交付税分でございます、それと、特別交付税の決定に伴う増額分が4億9,431万円でございます。特別交付税につきましては、平成18年度の実績が17億3,431万円でありましたが、平成17年度の実績と比較いたしますと、1億6,670万6,000円の減額となっております。

14款の国庫支出金であります。1,458万5,000円の増額となっております。これは地域情報化計画策定事業と障害者計画策定事業につきまして合併補助金を充当したことと、災害復旧費国庫補助金、凍上災分の追加があったためでございます。

20款の市債であります。これは起債額が最終的に確定したことに伴う減額でございます。

次に、歳出の方をご説明申し上げますので、19ページをお願い申し上げます。

歳出の補正は、国・県補助金や起債額の確定したことなどによる財源振りかえがほとんどでございますが、歳出の額に変更がある主なものについてご説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、7目の社会福祉施設費でございます。特別養護老人ホーム会計繰出金に1,066万3,000円を計上してございます。これは、雄水苑の起債額の確定によりまして起債対象外となった経費について一般会計から繰出金を増額するものでございます。

4款の衛生費でございます。

1項保健衛生費、5目老人保健費で老人保健特別会計への繰出金として1億488万7,000円を計上してございます。これは、老人医療費国庫負担金の交付時期の関係でございまして、一般会計から特別会計に一時的に繰り越して、翌年度に精算しようとするものでございます。

次に、20ページになります。

3項水道費、1目の上水道費で660万円を計上してございます。これは、水道計画の工期が平成19年度に変更となったため合併補助金対象外となりまして、その経費について一般会計から支出しようとするものでございます。

21ページの8款土木費、4項都市計画費、2目土地区画整理費で繰出金として360万円を減額してございます。これは、土地区画整理事業特別会計におきまして起債額の増額変更がありまして、一般会計からの繰出金を減額したものでございます。

22ページをお願い申し上げます。

11款災害復旧費、2項の公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費に390万円を計上してございます。これは、凍上災の国庫補助金の追加配分がありまして、災害復旧事業費を増額したものでございます。

次に、23ページになります。

13款諸支出金、2項の基金費、1目財政調整基金費に6億3,370万円を計上してございます。これは、今回の補正で歳入における一般財源の増額分から歳出における一般財源充当分を差し引いた額を財政調整基金に積み立てたものでございます。これによりまして、18年度末の財調基金残高は40億3,024万9,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 専決処分は議会を開くいとまがないということで専決処分することが決まっておるわけでございます。ところで、今回のこの専決処分のそれぞれ財源の確定はいつの時点でなされたのか、その点についてお伺いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 今回の財源のほとんどは起債絡みでございます。それで、起債の許可予定通知書は3月30日でございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 恐らく3月31日という日付であるけれども、実際のそういうふうな決定は恐らくそれ以降になっていると思います。もしそうでなくて3月31日に間違いなくそういう内容のものが入っているとすれば、いとまがないということが当たるものかどうか疑問に感じるわけでございますが、その点についてお伺いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 3月30日付で例えば起債許可予定通知書をいただいております。だから、その日付の裏づけをもって3月30日付で専決処分をさせていただいた、そういうことでございます。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 部長の説明は十分理解できます。私の言うのは、最近、議会を開くいとまがないということについて大分論議をされております。という意味は、いとまがないということを建前にして余りにも専決処分が多過ぎる、議会の権限が少し軽んじられているというふうな論議がされている昨今であります。そういうふうな意味から、私の言うのは、いわば3月31日から5月31日までは出納閉鎖期間の中にあるわけです。ですから、文書は3月31日であっても、恐らく4月か、ずれ込んだ時点で来ているというふうには私は感じるわけでございますので、そういうことであれば議会を開くいとまがないということが理由になるわけでございますが、3月31日にすべてこういうふうなものがなされてお

るとすれば、今日まで2カ月余あるわけですから、法律でいう議会を開くいとまがないということは当たらないのではないかとこのように私は感じますので、その点についてお伺いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 予算につきましては、4月1日から3月31日までに予算を編成して議決をしなければならないということになってございます。それでもって、今回の補正予算の専決処分につきましては遅くとも3月31日付で専決処分、それまでに議会を開く余裕がなければ3月30日なり31日付で専決処分させていただきまして議会に報告する、そういう流れになっておると思っております。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 十分理解できます。私の言うのは、当然それは3月31日付で少なくとも専決をしなければ、これは18年度の予算として認められないわけですから、それは十分理解できます。ですから、私は専決処分、議会を開くいとまがないということについて当局がどのように理解しているのか。もし専決処分したとしても、内容が重要なものであれば専決処分をなるべく早い時期に議会を開催して報告すべきだというふうな理解をしているものですから、その点について再度お伺いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議員のおっしゃるとおりでございます。市長の権限として専決処分できるわけなんです、客観的にそのいとまがないという事項を広く皆さんにご理解いただけるような内容でもって専決処分するのが当然だろうと思えます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江議員。

○10番(近江湖静議員) 16ページの地方交付税の関係について若干、経緯と予算編成に関連をした取り扱いの仕方について聞いておきます。

前にもこういう議論をした経過がありますけれども、結果的に6億2,600万円の大きな金額が3月時点で来た。大変結構なことでありますが、それが今言った3月の下旬。それで、私は3月の一般質問でも申し上げました。それをどういうふうに想定をして、そして、どういうふうに組み入れてするのかと。

現状における行政の予算の編成についてはわからないわけではない。ですけれども、結果的に、私は今3月の予算の概要を見ているけれども、18年度の当初予算が167億3,400万。結果的に、今書いてあるとおり196億2,000万、実に28億9,000万、29億の差があるわけだ。予算編成についてはわからないわけではない。これの繰り返しなわけだ。ですから、当初予算を編成をするときに、18年度の当初予算はこれだけだし、このとおり三位一体改革がああだこうだと金がない。何もなくて、全部ひとつ切り捨てをしなければならないという現状。それから、今度は組織内分権型予算ということで、各所管に枠をはめて、その範囲内でやりなさいと。口を開けば、予算に金がないと。そういうような環境の中で予算編成をする。それで、3月の一般質問のときに、この後恐らく七、八億来るだろう、そういうことについ

て3月の地方交付税がなるだろうと。特別交付金はこうだという話もしましたが、そういう点について、当初予算と決算、実績と28億9,000万の誤差があることについて、そして、その金について翌年度の予算にどういうふうにするかについてちょこっと聞いておきます。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 17年度決算の交付税が大幅に予算額と違うということにつきましては、17年度合併にかかわる交付税措置等が多かったわけで、そこら付近の財政担当としての見積もりが甘かったと。その点につきましては、大変反省しておるところでございます。それで、18年度交付税につきましては、合併2年目でございますので、地方財政計画等のある程度見積もることができました。しかしながら、結果的に予算割れするということはぜひとも避けなければならないということで、普通交付税につきましては1億ほどの増額になっておりますが、これは国の補正予算におきまして交付税が増額になりましたので、その分の調整額が当市にも調整額として多く配分になったと。その要素が大きいでございます。それから、特別交付税につきましては、これは日本全国の災害等によりましてかなり上下するわけなんです、その場合、県において市町村配分します。それで、ルール分につきましては横手市何億円と分かれますが、その他の調整額という関係で、横手市が見積もりより多く配分になったと。そういう結果におきまして、合わせまして今回の6億2,000万円の増額、そういう結果になった経緯でございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 10番近江議員。

○10番(近江湖静議員) 財務部長の段階についてはわかります。今後の課題、そして、新しい予算を編成する時期に、やはり我々のサイドからすれば、市民サイドからすれば、このとおり結果的に多くの交付金が出るから、やはりもう少し予算規模を大きくしたいものだなという希望が多くあった。結果的に、市長の説明の中に、財源が足りないから基金から12億3,000万の基金繰り出しをしなければならないという厳しい情勢。結果的に6億になった、まず例えば今6億入れれば。その6億の交付金の結果的に基金に積み立てをすると。それはそれで結構。

そのとおりだけれども、ただ、私が言うのは新年度のこの予算の中で、19年度予算の中でそれを有効適切に、そして、やはり新規事業なり市民サービスなりに向けていくことができないのか、こういうことが私たちの考え方でありますので、ひとつ。これは民間的な手法であります。そうすれば、今、官の財務基準とか、あるいは予算編成、そこらについては、その殻を破っていかねばできないのではないかと、そういう気持ちもありますし、特に交付金、地方交付税については毎年こういうパターンであります。予算より3億なり5億、6億多く来ている。それをこの今の6月議会で受け入れて専決処分をして、そして財政調整基金の積み立てをする、こういうパターンであります。ですから、後手後手になっていないかという気持ちでありますので、こういう点について、ひとつ、今後の問題でありますけれども、やはり言うのは甘いとか、甘いところはよくわかりました。それから、健全だとか、それから控え目なのはわかります。そういうときに積極的な予算を組みなさいと。口を開けば、金がない、あるい

は予算がない、こういうことであります、実際問題。だから、今後について、担当副市長、民間担当副市長に聞いておきますけれども、こういう財源を新年度の予算にある程度3月時点で見通しを立てて、そして新しい施策なり政策に反映できるような手法がないか見解をお聞きます。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 予算編成段階での交付税の情報は、国サイドで年度末、12月どんじりの時期ですが、地方財政計画が発表になります。それ以降の情報収集がかなり苦労します。それで、大きくりで地方財政計画、県レベル、市町村レベルで大きく何%減とか、そういう発表になるわけなんです、その数字が地域ごとによって、結果的にかなり差がございます。それで、全国平均で例えば5%減の交付税減だとすると、それは全国平均でありまして、これを各県別、市町村別に分けますと、結果的に2%減の町村もありますし、8%減の町村もありますし、そこら付近の見きわめが大変苦労します。それで、どうしてもこういう財調も余り多くない財政状況では、予算割れはどうしても避けたいと。その結果、1億なりが予算より多く出るのは、これはやむを得ないのではないかと。決して、その分を基金に積もうという考えでもって当初予算編成を手がけているつもりは毛頭ございません。

今回、6億の基金を積んで、18年度末の財調残高が約40億となりましたが、19年度の当初予算でも取り崩しておりますし、今回の補正でも基金を活用させていただいております、今現在の議決をいただいた後の残高は約27億でございます。この27億でこれから横手市10年計画等を今、盛んに最後の詰めをしてございます。健全に運営できるよう、決して基金を貯めるために財政運営しているわけではございませんので、その点をご理解いただきたいなど、そのように思います。

○田中敏雄 議長 ほかに。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 今の近江議員の質問の趣旨はわかりますけれども、6億という数字は非常に大きい数字に見えますけれども、補正前の額189億からすると3%強。その3%強が、今、財務部長が言った予算割れを防ぐ、そういう手法、情報が100%入らない中で、私は頑張ったという、非常にいい予測を立てたなという思いでいるんです。だから、そういう部分の中でその3%という数字が、今の差ですね、それが合併して2年目、そういう部分の中で特異な期間だったとは思いますが、旧町るときにおいても、やはりその3%という数字が、これは頑張った数字なのか、それとも近江議員の言うように見積もりが甘かった数字なのか、そこあたりの自分の分析ではどうなっているのか、私は頑張っていると思っているんですけれども、そこは数値だけを考慮しながらお考えをお伺いしたい。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 6億が頑張ったのか……

【「3%」と呼ぶ者あり】

○高橋健幸 財務部長 3%が頑張った数字なのか、そこら付近は定かではないと思います。それで、予算ですので、できるだけ近い方が頑張った数字なのかと、そう思います。それで、この6億の大半は特別交付税でございます。特別交付税は、先ほど申し上げましたとおり、大地震なり豪雪なり、いろいろ

るな面で多くなったり少なくなったり、ほかの県に回れば少なくなったり、そういう不確定要素が大変でございます。それでもって、それを平年ベースで予算化するということは大変危険でございます。そういう関係上、特別交付税の増額分はある程度やむを得ないのかなと、そのように思っております。そういうことでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江議員。

○10番(近江湖静議員) 一つだけ簡潔にですけども、今の3%云々と出ておりますけれども、反論するわけではありませんが、予算の結果、18年度の予算と実績の結果、実に28億9,000万ですな。その差があるんですよ。当初予算と決算の結果、196億1,000万というのは180万からすれば28億9,000万、29億の誤差がある。だから、甘かったというふうに私は受けとめます。ですから、そういうことで、言わんとすることについては総体的に、またくどくど申し上げませんが、3月の当初予算のときにそういう想定を、しかも直近3年間ぐらいの、広報と同じように直近3年間ぐらいの特別交付金の数字を精査をして、あるいは聞いたりして、そして新年度の予算に反映するように強く副市長に要請しておきます。終わります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第1号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時10分といたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第20、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の

付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第2号専決処分の承認を求めることについて、専決第9号により、平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第4号）を3月30日付で専決処分いたしておりますので、地方自治法第179条第3項の規定によりご報告いたしまして、承認をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、第1条では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,112万円を減額し、歳入歳出予算の総額を118億407万5,000円に改めようとするものでございます。

今回の専決による補正は、医療給付費等の確定に伴いまして、平成18年度の医療給付費に対する国庫及び県負担金の交付額が、国庫負担金では1億6,632万9,000円、県負担金では1,597万5,000円、それぞれ不足をするため、一般会計からの繰り入れにより、その不足額を補正いたしまして実質収支の均衡を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第21、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号については委員会の付託を省略する

ことに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第3号専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

議案集の29ページになります。

本議案も、18年度に事業を執行いたしました雄水苑の30床の増床に伴います工事及び関係備品等についての事業が完了いたしましたので、これの対象起債等の整理の関係から財源調整を図りまして専決処分をしたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

では、1ページでございますけれども、第1条では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ753万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ7億2,117万1,000円に専決処分したものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの関係でございますけれども、先ほど申し上げました起債等の財源調整等の関係から、起債対象外等の経費を含めまして一般会計から1,066万3,000円の追加をするものでございます。

なお、7款市債におきましては、起債の額を補正前の3億8,920万円から1,820万円を減額いたしまして3億7,100万円にしようとするものでございます。

同ページの3款の歳出では、これらにつきまして、18節の備品購入費といたしまして753万7,000円を減額しております。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第22、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の

付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました承認第4号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案集の31ページになります。

1ページ開いていただきたいと思います。

平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第5号）でございます。これにつきましても、18年度に20床の増床の工事及びその使用備品等について購入いたしておりまして、事業が完了したことに伴いまして、財源の調整をするものでございます。

1ページの第1条では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額いたしまして、総額を8億8,428万円としたものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページですけれども、歳入では市債の関係で、この減額分の市債を減らすというものでございまして、確定後の市債の額が2億5,440万円というふうになります。

また、歳出では、1款総務費の1項1目一般管理費、備品購入費で20万円を減額しております。

なお、これにつきまして、戻りまして3ページではそれぞれ地方債の補正ということで市債の方を20万円減額しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第23、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 ただいま議題となりました承認第5号についてご説明申し上げます。

土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は補正第4号であります。額の増減はございませんで、地方債の補正並びに地方債の補正に関連いたしまして財源の振りかえとなっております。

2ページをごらんいただきたいと思います。地方債で360万円の増がございますので、一般会計からの繰り入れで同額を減額している、そういう内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第24、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第6号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして専決処分をいたしましたので、報告し、承認をお願いしようとするものでございます。

【「第5号」と呼ぶ者あり】

○田口春久 上下水道部長 失礼しました第5号です。すみません、失礼しました。

補正の内容につきましてですが、下水道事業にかかわります起債の額が確定いたしましたので、市債を610万円減額いたしまして、分担金、負担金を610万円増額いたしましたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第25、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第7号平成18年度集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分いたしましたので、報告し、承認をお願いしようとするものでございます。

補正の内容でございますが、同じく起債の額が確定したことによりまして、起債を10万円減額いたしまして、分担金10万円を増額したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第26、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第8号平成18年度水道事業会計補正予算（第4号）につきまして専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

補正の内容でございますが、水道事業計画策定業務委託につきまして合併補助金をお願いしておりましたが、対象にならないということでございまして、一般会計から660万の出資金をいただこうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第27、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 承認第9号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。いずれも地方税法改正による専決処分でございます。

改正の主な内容ですが、43ページをお願いします。

第23条第1項第5号において、市民税の納税義務者として法人課税信託の受託者個人を新たに追加するものでございます。

また、下から5行目、第95条、たばこ税の税率でございますが、今まで地方税法の附則に規定されておりましたが、今回本則税率としたものでございまして、1,000本につき「3,064円」を「3,298円」に改めるものでございまして、実施的な増減は生じないものでございます。

次に、下から3行目の附則第10条の2関係でございますが、44ページをお願い申し上げます。

一番最初に、第6項として、高齢者や障害者の方々が居住する住宅でバリアフリー等の改修をした場合に固定資産税を3分の1に減額措置を講ずるものでございまして、この減額措置を受けようとする方は(1)から(7)までの書類を3カ月以内に申告していただく内容でございます。

同じく、44ページの下から2行目、附則第11条の3、鉄軌道用地の価格の特例でございますが、地目変換等がない限り、基準年度の価格が3年間据え置かれることとされておりますが、次の評価替えであります平成21年度を待たずに平成19年度から実施できるようにするために、課税標準に関する規定の整備を行ってございます。

次に、46ページをお願いいたします。

第19条の2から附則第20条の4につきましては、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得にかかわる市民税の課税特例の延長などについて定めてございます。

同じく、46ページの中ほどでございます附則第20条の5、保険料にかかわる個人の市民税の課税の特例の部分でございますが、国内居住者が条約相手国の社会保険制度に対して支払った保険料についても社会保険料控除の対象とするものでございます。

以上が主な改正点でございます。

附則では、施行の期日及び経過措置について定めてございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第28、承認第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 承認第10号横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

50ページでございます。

第2条第1項におきまして、市内における製造の事業あるいはソフトウェア業または旅館業の用に供する設備を新設または増設した方に対する固定資産税の減免期間を平成19年3月31日から平成21年3月31日まで2年間延長しようとする内容でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第29、承認第11号専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 承認第11号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

改正点は、課税額の限度額を「53万円」から「56万円」にしようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

◎議会案第5号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第30、議会案第5号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第5号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第5号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第31、議案第95号横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第95号横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の改正に伴いまして、横手市長選挙の候補者が選挙運動に使用するビラの公営について必要な事項を定めるために条例を制定しようとするものでありまして、議会の議決をお願いするものです。

55ページをごらんいただきたいと思ひます。

55ページが条例の内容であります。第1条では趣旨を、第2条ではビラの作成の公営について、第3条ではビラの作成の契約などの手続について、第4条ではビラの作成の負担限度及び支払いの手続について定めております。

ちなみに、指定都市以外の市では、法律でビラの種類は2種類が上限、枚数は総枚数が1万6,000枚が上限となっております。第4条にありますとおり、ビラの1枚当たりの作成単価の上限が7円30銭となっております。1万6,000枚で7円30銭で作成しますと、1人当たり11万6,800円の負担となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第32、議案第96号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第96号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

58ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正にあわせまして改正するものであります。

別表中、投票管理者から、そこに記載してあります期日前投票立会人までの報酬をそれぞれ100円ずつ下げる改正であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第33、議案第97号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第97号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成19年度国民健康保険事業に要する費用及び介護納付金に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者及び介護納付金課税被保険者にかかわる保険税率を改正することに伴い、議会の議決を求めようとするものでございます。

改正の内容でございますが、医療給付費分につきまして、平成19年度国民健康保険事業に要する所要額に見合う課税額になるよう、合併協議会で試算した調定税率をもとに税率を引き上げてございます。

合併協議会では、不足が生じた場合、旧市町村ごとに同率で引き上げて調整することになっておりますので、所要額が9,000万円ほど不足するため、予定の調整税率より所得割額を0.75ポイント引き上げまして調整を図ってございます。

61ページ、第3条第1項の所得割でございますが、前年度税率から合併前の旧大森町、旧十文字町が0.7ポイントの増、その他の市町村が0.5ポイントの増となっております。

第4条の資産割につきましては、旧大森町の7.5%を廃止とし、資産割はすべてなくなっております。

第5条の均等割は、旧大雄村以外1,000円引き上げ2万2,000円とし、旧大雄村は2万4,000円の据え置きで合併協の調整税率どおりとなっております。

第5条の2、平等割につきましては、旧横手市以外1,300円引き上げ2万9,300円とし、旧横手市は3万2,000円の据え置きで、均等割同様、合併協の調整税率となっております。

以上、医療給付費分で1人当たり税額は昨年度より3,330円ほどアップし、平均で6万2,590円となります。

次に、介護納付金にかかわる保険税率でございますが、昨年度から均一課税であり、昨年度の税率の積算では所要額が1,000万円ほど超過するため、税率を引き下げ調整を図ってございます。

62ページ第6条の所得割につきましては、0.13ポイントの引き下げ、2.07%としてございます。第7条の均等割額は400円引き下げて8,500円としております。

なお、平等割は5,000円で据え置きとなっております。

以上、介護納付金で1人当たりの税額は昨年度より620円ほどダウンし、平均で2万585円となります。

第13条第1項第1号から3号につきましては、税率改正に伴いまして国保税の減額、いわゆる7割、5割、2割軽減の額を改正しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第98号横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第98号についてご説明申し上げます。

本案は、本年10月1日をもって日本郵政公社が解散することに伴いまして、横手市風致地区内に

おける建築等の規制に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

64ページをお開き願いたいと思います。

改正の内容であります、「第2条第3項中第5号を削り」というふうにあります。この第2条第3項というのは許可を要しない機関を定めておまして、独立行政法人ですとか、公社等を定めております。その中の第5号が日本郵政公社というふうになっておりますので、今回この日本郵政公社、第5号を削り、それぞれ次の第6号からを1つずつ繰り上げる、そういう内容でございます。

附則につきましては、本年10月1日から施行する。施行日を定めております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 恐らくこの風致地区というのは横手公園内のかんぼの宿を指していると思いますが、風致地区というのは都市計画法上かなり規制が厳しいわけでありまして、郵政公社から恐らく民間に移管されるための条例の改正ではないかなと思いますが、今、横手公園内には民間の建築物が何件あるかちょっとわかりませんが、それなりにあると思います。この場合、改築する場合にもこの規制の対象になるのかどうか、その辺をお知らせください。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 阿部議員さんのおっしゃるとおり、改築する場合も規制の対象になります。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） その場合に、改築する場合にその場所には建ててはならないということになりますと、その方が大変困るわけでありまして。そういうときには、例えばその土地を市で買い取りするとか、それから代替地をあっせんするとか、そういうこともしてくれるのかどうか、その辺をお願いします。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 改築する場合に規制があると申し上げましたが、許可制でありますので、改築する内容と申しますか、改築するその構造等々が風致地区における、いわゆるそういう環境を阻害するような改築でなければ許可ということもあり得ますので、必ずしも改築することがだめですよというものはございません。そこのところはご理解いただきたいと思います。

とりあえず、そういうことであります。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） そうしますと、いわゆる人が住む住宅であれば改築はできる、許可はおりのことでしょうか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 許可をする、不許可にする基準はいろいろあるわけでございますが、例えば色彩のことですとか、あるいは構造だけでなく見た目ですとかというものもございまして、あるいは塀を

つくとか撤去するとかというようなこともありますし、いろいろ木竹、木ですとか竹ですとか、そういうもの、あるいは屋外における土石、石なんかの関係ですとかというような細かなところがたくさんありますので、一概にどうこうとは言えませんが、いずれこの条例に逸脱すると申しますか、風致地区にふさわしくない改築なり、あるいは撤去なり等々というのは許可を要するというので、許可があればもちろんオーケーですし、そういうことは許可できないというものも、ものによってはあろうかと思えます。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番(阿部信孝議員) そうしますと、例えば建築主が自分のこういううちを建てたいとか、それから外壁の色とか、いろいろそういう部分で仮に規制されて、これは確認はできませんよということになった場合に、例えば特に高くつく場合にそういう差額を市で補てんするとか、そういう考えはありますか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 そういう考えは持ち合わせておりません。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第35、議案第99号横手市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。消防長。

○中山榮治 消防長 ただいま議題となりました議案第99号横手市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、建築基準法施行令の一部改正に準ずる条例改正に伴い、議会の議決を求めるものでございます。

66ページでございますが、改正内容でございますが、建築基準法施行令の条の枝番号の整理に伴い条ずれが生じたことより、横手市火災予防条例の整備が必要となったものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第36、議案第100号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第100号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由であります。少子化による児童数の減に伴う小規模校を解消するための学校統合を行いたく、現行条例の一部を改正しようというものであります。

本統合案の市立大沢小学校につきましては、現在、複式学級的な小規模校となっております。これが将来とも継続すると考えられます。つきましては、保護者や地域住民からも早期の解消のために統合が要望されておったものであります。つきましては、大沢小学校と福地小学校の統合を行い、校舎は現在の福地小学校を利用いたしまして、新福地小学校として誕生させ、児童の学習環境の整備を図りたいというものであります。

内容につきましては、学校設置条例第2条の別表第1の表中、横手市立大沢小学校の項を削除したいというものであります。施行期日は平成20年4月1日にしたいというものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第37、議案第101号横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第101号横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由であります。ゴルフ練習場を廃止し、施設を効果的に運用するため、施設の管理を教育委員会が指定する者に行わせることができるようにするため、条例を一部改正したいというものであります。

内容についてご説明申し上げますので、70ページをお開き願います。

本案の主な改正点であります。1つには同スキー場内に設置しているゴルフ練習場を廃止したいこと、2つ目には指定管理者制度による管理ができるようにすること、3つ目には条文の文言の整理をさせていただきたいというものであります。

まず、上段の5行目の後段に「同条第2項を削る」とありますが、これが現行条例、ゴルフ練習場を規定したものでありまして、このゴルフ練習場を削除したいというものであります。

次に、指定管理者制度を導入するために必要な条文を本条例に新たに追加したいというものでありまして、第10条では指定管理者による管理を規定しております。これは、教育委員会が指定する者に管理を行わせることができる内容の条項であります。

第11条では指定管理者の業務を定めております。これは、利用の許可及び取り消しやスキー場の維持管理等であります。

第12条では指定管理者による管理の基準について定めております。これは、住民が当施設を利用するに当たっての利用時間や利用の許可等、管理の基本的な条件を定めております。

第13条では指定管理者による利用料金の承認について定めております。これは、本条例で定める使用料の範囲内で定めることを規定しております。

その他につきましては、条文の整理をさせていただいたものであります。

現在、この施設は管理委託をしておりますが、将来的に指定管理者制度による管理を目指そうというものであります。

なお、この条例は公布の日から施行したいというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第38、議案第102号過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第102号過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

76ページをお開き願いたいと思います。

76ページの側が変更前でありまして、77ページが変更後であります。産業振興計画の部分で事業内容に、77ページに記載のとおり、山内地域高能率生産団地路網整備事業、いわゆる作業道であります。これを追加しようとするものであります。

それから、交通通信体系に関連したところであります。その中の市町村道路、これの部分に条里跡

般若寺線、それから大沢2号線、羽場線の3路線を追加しようとするものであります。

次に、電気通信施設整備情報化のためのものでありますが、現在、大森地域テレビ難視聴地域解消事業、それから小松川テレビ共同受信施設改修事業が載っておりますが、これらを統合して、右側にあるとおりテレビ難視聴解消事業という項目に変えようとするものであります。

次に、同じく、その下であります。現在あります大森地域インターネット普及促進事業、それから山内地域高速インターネットアクセス基盤整備事業の2つの事業を地域情報化推進整備事業という中に統合しようとするものであります。

次、78ページと79ページをごらんいただきたいと思います。

水道施設、簡易水道事業の項目であります。ここに南簡水配水管布設替事業を追加しようとするものであります。

それから、下水処理施設の関係であります。大森地区機能強化事業を追加しようとするものであります。

それから、福祉の関係であります。児童福祉施設の関係で、次世代育成支援対策施設整備事業を追加しようとするものであります。

それでは、A3の参考資料をごらんいただきたいと思います。

これらの変更を行いますと、右側の変更後の概算事業費の欄をごらんいただきたいんですが、変更前に比べて増額でありまして、概算事業費総額が85億2,899万3,000円としようとするものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) これは何ページと言った方がいいんですかね、この中の一部についてお聞きしたいんですけども、大森地域インターネット普及促進事業、それから山内地域高速インターネットアクセス基盤整備事業、この2つを一緒にして、その他の情報化のための施設にする、こういう今、説明でありましたけれども、このことについては、この前の議会等に述べられた光ケーブル、その敷設の第一歩になるものだと理解していいんですか。それとも、また違うものなのか、中身について教えてください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 横手市全域について情報化推進整備事業を実施しようとするものでありまして、現在個別に書かれているものについて市全体の事業の中で進めていこうとするものです。ですから、全部が光というわけではありませんが、いずれ高速ブロードバンド、ADSLと光を組み合わせたもので、それぞれの地域に必要なものを整備していくためのものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) 今回の部長の答弁の中で、私、あれっ、後退したのかなという思いであります。

ということは、時代はもう光だ、ADSLではない、そういう中で新市の情報基盤として光ケーブルの接続を目指す、そういう方向性が実際示されて、そういう部分の中で進められていくものだと私は思って、その一部だと思っておりました。それは合併特例債あるいは過疎債、その中で過疎債で充当されるものが今のこの2つ、あとは民間の経営努力によるもの、お願いをしてやるもの、それから市の補助金の形でやるもの、そういう分類をしていながら、全市的に今、光ケーブルのネットワーク化を進めていくものだと、私はそうしておりましたけれども、今の説明は後退をしたのか、あるいはその過程として今の説明が出たのか、改めてお伺いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基本的に情報化推進基盤整備につきましては、高速ブロードバンドということで、基本的には光でありますけれども、ものによってはADSLでも十分対応大丈夫という部分については、そういうものも組み合わせながら住民の皆さんの利用が不便にならないようにして整備していきたいというふうに考えております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、民間事業者でできるだけやっていただくように、今、努力しているわけですが、既にやったところの加入率なんかは次のものに影響するということがあります。

ちなみに、十文字町、光をやったんですけれども、まだ光が十文字町の密集地域から余り出ていない状態で、実は密集地域はADSLが既に利用可能でありまして、基地局からの距離が比較的近いために、光でなくてもADSLでも十分大量の情報がやりとりできるということで、なかなかその加入率がアップしていない現状があります。ただ、そういう状況をNTTの方に説明いたしまして、できるだけ広げてほしいと。広げられた方には光ファイバーを利用する方々がたくさんいるはずですので、何とかそういうことをお願いしたいというふうにしていますが、できるだけ民間事業者の既にやったものについて加入率アップの取り組みをしまして、民間事業者からできるだけ多くやっていただくことによって、特例債でやらなければならない、あるいは過疎債でやらなければならない部分が幾らでも少なくなるというふうな状況であります。光とADSLを組み合わせるといので、後退したというふうには理解しておりませんので、必要などころには必要な部分をやるというふうな考え方で進めたいというふうに思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） この機会にもう一点だけ、ぜひとも。今、十文字のことが出ましたけれども、十文字町について非常に勘違いされている部分がありまして、十文字というものは横手に次ぐ都市化がされている、非常に生活が便利で利便性に富んでいると、そういうふうに他の地域の皆さんには思われている部分が多々あります。実際そういうところもあるんですけれども、この情報化については、残念ながら今、7番議員もいますけれども、平鹿町、十文字町については電電公社の時代から基地局が各町で各地区に2つあるんです。これは特異な存在だと思います。我々のところも、十文字町はああいう小

さい区域の中で十文字局と、それから羽後植田局、2つあります。平鹿町も浅舞局と醍醐局があるんです。それで、一部だけを見て、ADSLも含めて十文字はもうとっくにやっているんでないか、浅舞もとっくにやっているんでないかと。そのやっている中で、植田局、醍醐局が非常に整備がおくれた、逆に。その部分を理解していただかないと、逆にこの過疎地域の中で、過疎地域よりも取り残されていく可能性が多い。そこあたりを十二分に認識をされて、研究なされて、それこそ公平性のとれた施策を、せっかくですから打ち出していただきたい。

さっき言ったように、十文字町、基地局に近いところはADSLはそれこそ光通信と同じような速さでもって情報が来る。しかしながら、10キロ離れてしまうと、それこそ並みのブロードバンドになる。だから、やっぱりそういう部分の中で必要性、今それこそ田舎であれば田舎であるこそ、そういう部分の恩恵が、日の光が差すべきだ、そういう持論のもとに申し上げております。

どうかよろしくお願いをしたいと思います。一言ありましたら。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 加入率がなかなか上がらないというところだけ話をすれば、十文字の皆さんはどうしているんだろうかというふうに思われがちですが、先ほど説明したとおりにADSLで基地局からの距離が少ないために十分大量の情報がやりとりできるという中で、なかなか光に切りかわらないというのは、ある意味まず、しょうがないというところもあるかと思います。

市全体でいきますと、まず最初には大雄、大森、雄物川の西部方面を面的に第1次として整備する方向で計画策定に本年度入りたいというふうに思っています。その中で、先ほど言いました平鹿町、浅舞地域とか沼館地域、今、雄物川、今年度設計なり取り組むわけですけれども、浅舞地域とか沼館地域は民間事業者にやってもらえる可能性も秘めている部分でありまして、我々今生懸命お願いしているわけですけれども、さまざま実績としてなかなか積み上がっていない部分もありまして、通っていませんが、民間事業者にお願いすべきところは一生懸命まずお願いして、どうしてもできない場合にはやっぱり市が自前でやらなければならないということで、計画的に面的に整備を進めたいというふうに思っています。本当に特別なことでない限りは、住民の皆さんが等しく情報化の受益者になれるように進めたいというふうに思いますので、よろしくお願います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第39、議案第103号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題となりました議案第103号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、本年度建設いたします旭地区総合交流促進施設の建築本体工事にかかわる工事請負契約について議会の議決をお願いしようとするものであります。

工事名は横手市旭地区総合交流促進施設建設事業、建築本体工事でありまして、工事場所は横手市猪岡字水上地内であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は2億2,470万円、契約の相手方は横手市大町5番19号、伊藤建設工業株式会社代表取締役、齊藤實氏であります。

本施設の概要をご説明申し上げますと、鉄骨づくり平屋建て、延べ床面積1,694.25平方メートルで、横手地域局の出張所機能としての事務室、ステージを含む交流大ホール、コミュニティ施設機能としての会議室や和室、そして児童育成のための児童室や展示スペース及び談話スペースなどを備えた建物となっております。近隣地区の皆さんからもご利用していただく広域的な交流促進施設となっております。所信説明でも申し上げましたとおり、本工事の工期は平成20年の2月末までとなっております。ほかの工事を含めて、全体の事業は年度内の完成を目指して進めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） この議案には別に異議はありませんが、皆さんご承知のとおり、今、横手市では農地の圃場整備で談合のうわさがあるということで再入札するという事件が発生しております。そういうこともありますので、ひとつ確認の意味で質問いたします。

まず、契約の方法であります。本来であれば一般競争入札がより公正にできるのではないかと思います。指名競争にした理由をひとつお願いします。

その指名にした業者の数、そのうち市外に本社のある業者が何社あったか。それから、予定価格はどの程度であったか、要するに落札率にも関係しますが、その点も教えていただきたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 三、四点ご質問をいただいたわけでありまして、私からは予定価格と指名業者の数等についてお答え申し上げたいと思ひます。

予定価格は2億4,570万円でありまして、したがって、落札率は91.45%であります。

それから、指名業者の数であります。5業者でありまして、市外に事務所を構えるという業者はございません。

以上であります。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 金額から申しまして、建築業の市内のA業者を指名してございます。5社でございます。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番(阿部信孝議員) この事業、交流施設建設については、かなり横手市以外の業者も相当、ねらうという言葉は適切でないと思いますが、あったかに聞いております。この5社というのは私もわかりますけれども、今こういう時期ですので、疑念を払う意味では甚だ5社でということは適当ではなかったのではないかなと思いますが、市長の見解をお願いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 この業者選定におきましては、市の指名審査会の審査を経まして指名したものでございまして、最低3社以上、そして特殊な業務で市内に工事が履行できないおそれのある場合は市外も検討いたしますが、市内の業者において工事が十分に可能だと、そういうふうに判断した場合は指名委員会において市内の業者の方を指名して5社を指名したわけでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第40、議案第104号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第104号についてご説明申し上げます。

本案は、さきの議案第103号とほぼ同様でございますが、本議案は財産の取得ということで議会の議決をお願いしようとするものでございます。

財産の内容でありますけれども、建設機械でありまして、除雪ドーザ2台であります。契約の方法ですが、これは4社による指名競争入札を行っております。購入金額につきましては3,449万2,500円であります。購入の相手方は横手市外目字大谷地9番地1、東北TCM株式会社横手営業所であります。納入場所につきましては、増田地域局に1台、平鹿地域局に1台ということであります。

ちなみに、納期につきましては10月31日といたしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第41、議案第105号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部 充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第105号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案は、今年3月に雄物川町東槻地区に完成しました横手市東槻多目的集落集会所の指定管理者を指定しようとするものでございます。

施設の名称でございます。横手市東槻多目的集落集会所。指定する団体の名称です。東槻交流館運営委員会。指定の期間です。平成19年7月1日から平成24年3月31日までとなっております。

なお、指定管理の委託料につきましては、東槻交流館運営委員会の自主財源による管理運営となりますので、無償となります。

以上、地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第106号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。十文字町区長。

○田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました議案第106号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

本議案は、昨年度から工事にかかっております道の駅十文字を管理いたします指定管理者の指定をお願いするものでございます。

指定しようとする団体は、株式会社十文字リーディングカンパニーでございます。この会社は道の駅十文字の管理運営を主たる目的に増田十文字商工会が母体となって今年の3月に設立された会社でございますので、公募をせずにこの会社を指定しようとするものでございます。指定する期間は平成19年7月1日から平成24年3月31日まででございます。管理委託料は7月から来年3月までで869万1,000円以内をお願いしようとするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第43、議案第107号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第107号公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

84ページになるわけでございますけれども、本年4月10日に開所いたしました横手市障害者支援施設ひまわり社の運営につきまして指定管理者により運営したいということで、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称は横手市障害者支援施設ひまわり社、指定する団体の名称でございますが、社会福祉法人ファミリーケアサービス理事長、品川信良になります。指定の期間でございますけれども、本年7月1日から平成24年3月31日までというふうにしてございます。

なお、現在この施設では、市長の所信表明にもございましたけれども、生活支援3名、就労支援5名ということで、現在8名の方が利用されております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第44、議案第108号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第108号についてご説明申し上げます。

本案は市道路線の認定でございまして、86ページ並びに図面の方をごらんいただきたいと思います。

今回認定する路線は1路線でありまして、右下の図面の方の拡大になっている部分がありますが、ごらんいただきたいと思います。路線名といたしましては海道下6号線でありまして、国道13号を起点にいたしまして、市道栄町1号線まで達する路線であります。延長が165.56メートルであります。幅員につきましては6メートルから6.5メートルという路線であります。

以上よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第45、議案第109号横手市が保育を実施する児童に美郷町立保育所を使用させることについての協議についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第109号横手市が保育を実施する児童に美郷町立保育所を使用させることについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

87ページでございますけれども、この対象のお子さんは現在ゼロ歳児ということでございまして、ご家族はこのお子さんご両親、それから祖母の4人家族でございます。ご両親とも勤務でございまして、特に、特にと申しますか、お母さんは美郷町の方に勤務し、ご実家も美郷町にあるということで、送迎の関係、それからお子さんへの緊急時の対応等がしやすいということから、ご本人からの申請があったものでございます。

88ページから89ページに美郷町長と横手市長との間での保育所の使用に関する協定書ということで載せてございます。

第2条については、使用する施設ということは美郷町立保育園の設置条例第2条に定める保育所だということでございます。第3条は業務の管理、第4条は施設使用の方法、それから第5条では保育料の徴収ということでございまして、これは横手市が徴収するということになってございます。

なお、第6条では、国が定める基準に従いまして経費を支弁していくということになります。協定の期間でございますけれども、本議案が議決になった後、速やかにお願いいたしまして、平成20年の3月31日までというふうなことで第7条に載せてございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 法律の中で、これほど行き行ってもいいことになっていて、これについては異論がないわけでありましてけれども、これから保育所が民営化に進められていく中で、やはり子供1人の数というものが非常に地域の経済に与えるものが大きい。そういう部分の中ではサービスを良くし、できるだけ多くの児童を預かる、域内の子供は域内に与えるべきだという私は持論を持っておりまして、そういう部分の中で、今、当市の中ではどれぐらいの児童が横手市以外に委託の形の中で預けられているのか。また、逆に他町からどれぐらいの数を預かっておるのか、そしてまた、金銭の授受の状況はどうなっているのか、それについてお尋ねをしたい。今、資料の持ち合わせがないとしたら、後で結構でありますけれども、もしわかる範囲内でお知らせいただければ幸いです。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 前段につきましては、齋藤議員おっしゃるとおりでございます、子育ての環境に配慮した保育の施設の整備というものが必要だろうというふうに思います。

なお、ご質問にありました横手市から他の市町村への児童の委託の関係でございますけれども、4月1日時点で27名ございます。それから、他の市町村から横手市がお引き受けといいますか、お預かりしております児童は36名というふうな状況になっております。これは、それぞれの状況に応じて数字は変わってくるものだというふうに思いますが、費用の関係につきましては、それぞれ今、ここに美郷町との間での協定書を載せてございますけれども、ほぼといいますか、すべて同じような形で連携して行っております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第46、議案第110号平成19年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第110号平成19年度横手市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,812万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を466億1,612万4,000円に定めようとするものでございます。

2条であります、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正のとおり、3件を追加しております。本庁公用車リースでは小型車1台、軽自動車4台についてリース契約するための限度額を設定しようとするものでございます。また、横手市障害者支援施設ひまわり社と道の駅十文字につきましては、指定管理者委託料について平成23年度までの限度額を設定するものでございます。

次に、3条の地方債の補正でございますが、6ページをお願いいたします。

第3表のとおり、雄物川庁舎アスベスト対策事業を追加してございます。高能率生産団地路網整備事業ほか2件の限度額を変更しようとするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出の方からご説明申し上げますので、15ページをお願い申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の公用車集中管理費として75万を計上してございます。

これは、本庁、地域局を含めまして、現在不足しております公用車について、先ほど債務負担行為のところで申し上げましたとおり、車4台をリースしようとする経費でございます。

16ページをお願いします。

同じく総務管理費、7目の企画費、コミュニティ助成事業に190万円を計上してございます。これは、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に平鹿地域の町内会1団体に助成を行うもので、全額財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を充てるものでございます。

同じく、企画費に長寿社会づくりソフト事業補助金として100万円を計上してございます。これは、増田蔵の日イベント開催事業への補助金でありまして、財団法人地域社会振興財団からの交付金を充てるものでございます。

同じく、9目雄物川地域局庁舎管理費に998万6,000円でございます。これは、雄物川地域局第2庁舎のアスベスト対策工事を行う経費でございます。雄物川第2庁舎の書庫、階段室、天井約120平方メートルのアスベストを除去しようとするものでございます。

17ページになります。

同じく、総務管理費、10目電算情報管理費に住民情報系運用管理費として6,107万1,000円を計上してございます。これは、平成20年度から後期高齢者医療制度が導入されることに伴いまして、住民情報系のシステムを改修する費用と必要機器を整備する費用でございます。

20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に民生委員関係費といたしまして2,011万6,000円を計上してございます。これは、民生委員の指揮監督について県から権限移譲を受けたことによりまして、民生委員活動費を負担金として交付するものでなく県からの交付金を充当するものでございます。

同じく、8目社会福祉施設費、特別養護老人ホーム特別会計繰出金に4,736万1,000円を計上してございます。これは、施設介護サービス事業における人件費について、人事異動後の職員配置で調整した結果でございます。

同じく、21ページの下段の方でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に学童保育事業として408万円を計上してございます。これは、横手地域局朝倉地区の学童保育対策児童の増加によりまして既存施設が定員オーバーとなっております、それを解消するために、同地区に学童保育施設を別に1カ所設置しようとするものでございます。

22ページでございます。

2項児童福祉費、2目児童手当費に7,790万円を計上しております。これは、3歳未満児の児童手当の給付額が第1子、第2子とも月額5,000円から1万円に引き上げたことによります増額でございます。

25ページをお願いいたします。

6款でございます。農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に強い農業づくり交付金事業として150万円を計上しております。これは、集落営農組織等への農地利用集積を促進するため、農業委員

の方が調整役として活動するための経費でございます。

26ページでございます。

3目の農業振興費、担い手アクションサポート事業として252万1,000円でございます。これは、認定農業者及び集落営農組織の経営改善や能力向上をサポートしようとする経費でございます。

同じく、集落リーダー育成サポート事業に80万円を計上してございます。これは、集落営農組織化や法人化を目指す地域のリーダーの活動に対しまして助成する事業で、現在4地域への助成を予定しております。

次の27ページですが、2項林業費、2目林業振興費の高能率生産団地路網整備事業に133万4,000円を計上しております。これは、山内平野沢地域の県営作業道整備事業につきまして、当初の1,200メートルの計画から2,000メートルに追加して事業を行うための事業負担金でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

8款でございます。2項道路橋りょう費、3目の道路新設改良費に暮らしのみちづくり事業として2,000万円を計上しております。これは、県立衛生看護学院の建設に伴いまして、学生の安全確保のため、市道西前郷線の歩道整備を行おうとする経費でございます。

30ページに移りますが、5項住宅費、3目住宅建築費、まちづくり交付金事業に3,519万8,000円を計上しております。これは、醍醐住宅団地への国からのまちづくり交付金が増額配当になりまして、平成20年度に予定していた事業のうち住宅1棟2戸分につきまして本年度に前倒しで建設しようとするものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費に90万7,000円を計上しております。これは、平鹿地域の大宮川10カ所にはつり工事を行いまして、火災時の消火活動における給水活動が円滑に行えるようになるための工事費でございます。

32ページでございます。

10款でございます。1項教育総務費、3目教育指導費に学校生活サポート事業として563万4,000円を計上しております。これは、障害等によりまして特別な支援を必要とする児童・生徒や日本語を話せない児童に対しまして学校生活を支援する指導員を増員するための経費でございます。

同じく、豊かな体験活動推進費に180万円を計上しております。これは、大森地域の小学生を対象に宿泊体験活動を通じまして子供の積極性、協調性などを養成する事業を行おうとする経費でございます。

同じく、環境ものづくり人材育成事業といたしまして153万4,000円を計上しております。これは、山内小学校をモデル校に、市内中学校・高校と連携しながら、外部技術者の指導を受け、ものづくりへの興味を高める事業を行おうとする経費でございます。

35ページをお願いいたします。

同じく教育費でございますが、5項保健体育費、3目体育施設費、平鹿地域体育施設費に2,470万円

を計上しております。これは、平鹿野球場スコアボードの電光掲示板改修工事を行おうとする経費でございます。

このほか、人事異動後の新しい職員配置に応じまして人件費の組み替えを行ってございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番近江議員。

○10番（近江湖静議員） 16ページの9目の地域局費に関連をさせていただいて、横手地区の区長にお尋ねをしておきます。

先般の市報に折り込みとして19年度の横手地区元気な地域づくり事業の内容で花の苗の配布が、こういう立派なチラシで1万4,300世帯に配ったわけでありまして。いろいろ皆さんから質問なりご意見がありますので聞いておきますが、この予算の関係について幾らぐらいで、何世帯というか、何カ所ぐらいに配布をしてやろうとしているのか。考え方については非常によい考え方でありまして、山内さんの芝桜と同じように国体を前にして美観上も、あるいは元気なまちづくりについても大変良かったと、そう思いますけれども、中身の問題について、その内容はどういうふうなことで進めていこうと。5月いっぱい締め切りだということでありまして、我々も一応各町内会を通じてそれを申し込むと。いろいろ担当箇所にお尋ねをしたところによると、何かはっきりしない面があるようでありまして、そして1万4,300世帯にそれを配ったことよってのかなりの要請があると想定をされますので、そういう見通しについてどうなのか。

たまたまご案内のとおり、朝日新聞にも、朝日新聞の秋田版に4分の1ページぐらいでカラー写真つきで立派な宣伝・啓発をしていただきまして、地域をはぐくむということで非常に詳しい内容まで出ておるわけでありまして。町内会や子供会あるいはその他のボランティア団体に申し込み次第によって配布すると、こういうことで非常に宣伝・啓発がよかったですけれども、その後場所についても明確になっておりますけれども、国道や県道や市道の側端の空き地でありまして、非常にその解釈が、考え方によっては広くどこでもできるような解釈のしようがある。その点について、ひとつ教えてください。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 近江議員ご承知のとおり、近江議員さんが会長をなさっている公園愛護会の連合会の総会の際にも事務局としての基本的な考え方を申し上げたわけでありまして。まず1つは、補助する予算額が非常に少ないというようなことで、まずそれが1つであります。それから、もう一つは、これまでは国道とか道路沿線の花壇についてボランティアで花づくりをしている、花を植えている町内会とか子供会、そういう団体を基本にして、合併を機に無くなったものですから、それを復活させようという思いで取り組んだものであります。やはり個々の住宅の皆さんが自分のうちの住宅の前も道路に面しているから、それもできるのではないかというような期待感もあるいはあると思いますけれども、

それについてはやはり申し込みを受けて状況を判断した上で、全体的な交付できるもの、できないものを決めるべきではないかというようなことで、今手探りの状態で始めたわけでありませけれども、確かにお話がありましたように、朝日新聞で非常によくといますか、非常にオーバーに宣伝していただきまして、うちの方もちょっと面食らっているところではありますが、いずれ事業の趣旨としては広く花のまちづくりをしようというようなことで、うちの方としては既存の予算にかかわらず何とか頑張ってみようということで、今調整中でありませるので、ご理解いただきたいと思ひます。

【「予算は」と呼ぶ者あり】

○伊藤喜代美 横手自治区長 40万だったと思ひます、たしか。

○田中敏雄 議長 10番近江議員。

○10番（近江湖静議員） わかりました。

なぜそういう質問をするかという、やはり公園愛護会について、朝日新聞のおかげであつちこつちから問い合わせが多く来ているわけだ。ということは、やはり町内会を通じて申し込みば花の苗をいただくにいい、植えていいと。200ポット。35万、40万でどうなりますか。そういうことでありませ。

かつては、旧横手市のときは100万円で五十嵐市長の目玉ということで、市内の美観上、上限ということで100万円の予算でありませけれども、その後、年々減らして、たしか80万か70万ぐらいに減った、そういうような経過がありませ。40万でこれだけの宣伝・啓発をして、そして申し込みが殺到している。せつかくの元気いきいきづくりについても何か水を差すような、こういうような1万4,300戸に配布していいのかどうかという問題が具体的に出ておりますので、できるだけ補正でも組んで、せつかくの国体の前ですから、補正でも組んでひとつ100万ぐらいにするように頑張りたい。元気をつけていただきたい。せつかくのあれですから。

宣伝効果も十分でありませ。おっしゃるとおりでありませ。ですから、朝日新聞の内容についてもでたらめな内容ではないと思ひます。ある程度地域振興局の話も出ておりますので、次長の名前も出ておりますので、信用の問題もありませ。そして、毎年続ける、そういうことも書いております。何か記者会見とか、ホームページではないと思ひますけれども、そういうことでありませるので、国体を前にして市民は大いに期待をしておりますので、その期待に応えていただきたい。

それから、もう一つ、国体の関係にあると思ひますけれども、この間、南地区の地区会議運営委員会が開催をされまして、その報告を受けました。たまたま花植え運動というようなソフト事業がありませ。それで、新年度の予算で元気の地域づくり事業関連で1地区会議あたりでプランター用の苗だとか、それから普通の苗だとか土だとかプランターとか、そういう張りつける国体にする、こういうことで花植えでありませ。これも各地区に配分されると思ひますが、これとの横の連絡というものはとれて、全体的な今、花植え運動について実施しようとしているか、横の連絡はとれておりますか。

それと、この国体関連についての内容は教育委員会ですか。それについてもひとつ教えてください。

それから、もう一つは、今、説明を受けて、花植え運動というのがもう一つあるな。26ページに、こ

これは農林水産業費の中で思いやりの花運動事業というような、78万9,000円とっておりますけれども、これも花植えであります。あちこちの所管が違いますけれども、そういうような花の時代でありまして、国体を前にして地域住民も今、環境月間でもありますので、いろいろ意欲を持って展開をしている。住民参加の花植え運動であります。労力を使う協働のまちづくりであります。そういう視点に立って、ひとつ教えてください。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 先ほど申し上げましたように、我々としては予算は限りがあるわけですが、国体もあることだし、市民の皆さんの要望に可能な限りこたえようということで、新聞の記事もそうなっているわけでもあります。その分、近江さんの方の団体の方にもかなりご迷惑はかかっていると思いますが、何とかひとつご協力をお願いしたいと思います。やはりこの事業、これから補正をしてやるというわけにはいかないと思いますが、国体の関連のそういう予算が手当てできる可能性もありますし、それぞれの地区に発足しております推進委員会の事業としてもやれるのではないかと。あるいは先ほどお話ありましたように地区会議としてのソフト事業の枠の中でできるかもしれない。その辺のところを調整しながら、可能な限り対応していきたいというふうに考えております。具体的な南地区の問題については、南地区のチーフであります福祉環境部長から答えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 区長からご指名いただきまして、ありがとうございます。

先日ですけれども、南地区の地区会議の中で、今、議員がおっしゃった件についていろいろ話し合いが行われたわけなんです、私ども地区会議といたしましては、特に国体の方から、特に県の方から、外来からいらっしゃる方々を花で飾ってお迎えをしようという、そういうお話でございましたので、私どもはボランティアの気持ちで地区会議の主要な事業ということで位置づけまして、それに対応してまいりたいと考えておりますので、近江議員もそのメンバーでございますので、一緒にぜひお願い申し上げたいというふうに思っております。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部 充 産業経済部長 26ページの思いやりの花運動事業、この件についてお答えいたします。

これは、県の人権啓発活動の委託事業でありまして、大雄の緑化園で行うものであります。事業の内容としましては、人権擁護に関する部分の看板設置あるいは思いやりの一言を添えました押し花コンテストにかかわる経費、これらに充当されるものでございます。全額県からの委託事業ということになっております。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 所管の委員会に付託される以外の部分で2点質問をさせていただきます。

16ページでありますけれども、総務費のコミュニティ助成事業190万、これは大体伝え聞くとおりに

よると、町内のお祭りの祭典用のやまの山車のためだという話でありまして、私はその中身そのものよりも、こういう助成事業について採択をする、ほかの団体から予算をもらってきて、そして各町内会でもやる、例えば先ほど採択された公の施設の東槻の集会所も含めて、一定の町内会とか一定の人たちのために少なくとも公費が非常に大きく使われる部分の中で、その採択の要綱、採択される部分、何でこういう情報なんていうのはどこから聞いて、我々の方、我々の方と手を挙げて、そしてこういう採択になっていくのか。広報で募集をかけたわけでもないし、その辺がどうも不思議でならない。そこあたりを、まず1点は教えていただきたい。

それから、2点目、これは費用についてのことではなくて、29ページでありますけれども、先ほど県立衛生看護学院の歩道、これは歩道をつくることそのものよりも、今、着々と毎日県立衛生学院の進捗状況が見えております。それから、やはり姿形が出てくると市民の皆さんもいろいろお話をしておる。そういう部分の中で、県立衛生看護学院の情報が、県の事業とはいえ、ここで一番恩恵を受ける市から発信が物すごく少ないんじゃないか、今、知っている範囲内で、やっぱりどんどん出していくべきだし、昨日こういう話もありました。今の駅前開発、マンション計画も県立衛生学院のやっぱり先生方、1畳、2畳の5万円、6万円のアパートに入る先生方でないです。だから、ああいうものが計画されたのではないかという話の中で、いや、あそこの先生方は子供たちの教育等を考えて単身赴任で来るから、そんなにいいマンションなんか要らないんでないかという話もありました。でも、やはり今の県立衛生看護学院ができるということで先行投資をしながら個人で投資目的の中でやっている方々もおられると思う。そういう部分の中で、情報がどうも発信されない、非常に。誤ってもいけないだろうし、それを生かす道もみんなして考えなければいけないだろうし、だから、その情報はどうなっているのか、今、現状どうなっているのか。これから以降の計画も含めて、どうか教えていただきたい。県の事業だから、我々の方に全然情報がないのか、それも含めて教えていただきたい。

以上2点お願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、コミュニティ助成事業であります、コミュニティ助成事業は、いわゆる宝くじの収益金を補助金でいただいてやる事業でありまして、県内に割り当てが来ますけれども、毎年横手市で上げたものが採択されるかどうかというのはなかなかわからない事業であります。今、反省している部分もあるんですけれども、まず現実の問題として、ありませんかと来てから出してやるまでの時間が余らない事業でありまして、その広報がなかなかできていないということがありました。

今回のことも踏まえまして、今後は地域局の方とも連携をとりながら、補助がすぐもらえるかどうかというのはわからないんですけれども、コミュニティ助成事業という制度がありますよというのを事前に周知して、それらに希望があるものをそちらの方から連絡が来る前にいろいろと対応するようにしなければ、なかなか皆さんが知らない中で、例えばそれぞれの地域でそういうのをわかっている人がこの事業であれば大丈夫なのではないかというふうなことで、限られた時間の中で希望を出すというふうな

状況もありますので、それらは何とかして、何年度にこの助成が受けられますよというのではなくて、こういう制度がありますよ、いつになるかはわかりませんが、希望があるかどうかというのを情報として事前に集める手法をとりたいなというふうに考えています。

それから、県立衛生看護学院であります。基本的には県立衛生学院、現在もあるわけですので、内容的にはそういうことであります。それが横手市のあるところに移転してくるというのが、学校の内容としてはそういうものであります。現在のところ、わかっているものですが、まず先生方なり学生なりが横手市の方に住むということになりますので、住宅について安くいいものが欲しいんですけども、現在の横手地域の住宅事情は数は結構あるんですけども、学生たちの価格とか、そういうものでいろいろ心配されているということが1つあります。それから、実習病院の関係は今市内にある病院で基本的に対応するという事になってはいますが、まだすべてが準備整っているわけではありませんので、一定期間秋田の方に実習に行かなければならない。こちらの方で指導体制なりが整うまでの間は秋田に行かなければならないという不便さがあるとか、そういうさまざまなものが今、整理されておりまして、いずれ余り時間を置かないうちに学生の募集関係なんかも含めてトータルでいろいろ情報提供なり、あるいは実際の動きなりをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) 前段のやつは、やっぱりそうしていただきたい。そうしなければできないと思います。やはり不公平感を払拭できない。そういう部分で、今、総務部長が議会で申されたことは非常に大事なことなので、優先順位も含めながら、その検討をするような素材をやっぱり集めることだ、そう思います。

それから、県立衛生学院の部分、やっぱりそういう不都合を含めて、この地に呼んで不都合があれば困るんです。これはやっぱり秋田でなければダメだと言われると、非常にこれからさまざまなものを招致をしながら地域おこしをしていこうというときに困る。だから、情報を自分のところだけでとめておくんでなくて、少なくとも我々も経営者の一員だと。そういう部分の中では情報を大いに発信してもらいたい。教えてもらいたい。わかる範囲内でいい。問題点は問題点として、ここでどうするべきか、そういう部分については情報の共有化というのはやっぱり必要なことだと私は信じておりますので、その点についてもう一点、させていただきます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、前段につきましては、先ほどお話ししましたとおり、地域局の方ともいろいろ話をしたりしていきまして、しっかり事前の情報収集なり、そういうものやっていきたい。最終的にはそれぞれの地域局長さんを含めまして、そこで優先順位なり……。制度を知れば、かなり多くのものが上がってくると思いますが、2年に1回とか、そういうような採択でありますので、その辺のところをしっかりとみんなで相談しながら、優先度の高いものから取り組んでいきたいというように思い

ます。

それから、衛生看護学院につきましては、5月の下旬ごろに衛生看護学院の副学院長が市の方に訪れまして、さまざまな話もしております、それらを踏まえて、我々が実際にまず行動すべきようなこと、あるいは行動した方がもしかすれば、その分は何とかなるかもしれないというふうなこともさまざまありますので、今整理をしながら、どういうふうな取り組みをしていくかということは今整理しておりますので、遅くない時期に皆様にもご相談しながら、できるだけ横手に来てよかったなと思われるように取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） 委員会が違うということで、聞いておきたいと思いますが、17ページの徴税费、徴収費のところですか。現在、税金の徴収のためにいろいろ頑張っているようですが、ここのところ、ただ補正前から補正後ということでマイナスになっているようですので、そこら辺、なぜマイナスになっているのかということが1点。

それから、34ページの図書館費ですが、これは大部分が報酬という関係で、これは当初予算との関係でなぜこのように今、補正しなければならぬのかという、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 私の方からは、徴税费に関してお答え申し上げたいと思います。

まず、17ページの税務総務費に関しましては、これは人事異動に関する人件費の減額でございます。

それから、2目の賦課徴収費でございますが、これの大きな減額は役務費の102万9,000円でございます。これは口座振替手数料を会計課の方に組み替えたためにここが減額になってございます。

以上な内容で、徴税费全体ではマイナスが目立つような減額補正になってございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 図書館費483万7,000円について、私からご説明申し上げます。

これにつきましては、正職員の退職等の減によりまして非常勤職員を配置したいというものであります。それぞれ施設はあるわけで、このとおりの職員数の減等あるいは異動等で配置がえになっておっても施設は開館しないとだめですので、そこに非常勤の職員を配置したいということでの予算措置であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 今、16番議員が衛生看護学院の生徒あるいは教諭というか、先生方ですか、その住まいの大変ご心配をされて質問されたようですが、今、横手市はとにかく民間のアパートが飽和状態であります。最近、特に建てられておりますので、そういうのは市でそこまで斡旋したりする必要はないのではないか、民間に任せた方がいいのではないかと思います。

それから、もう一つは、平鹿球場に電光掲示板が設置されるということでもあります。この前から一般質問でも何回か言われておりますが、グリーンスタジアムになぜ一緒にできなかったのか、その点をお尋ねします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 後段の方についてお答え申し上げたいと思います。

3月議会で当初予算に上げなかった経緯については、いろいろ議論をさせていただいたところでございますが、いずれ平鹿球場もグリーンスタジアムよこても電光掲示化を進めるべきだという考えは申し上げたところでございます。そういう中で、野球連盟からのさまざまな事情をお伺いすることとか、あるいは国体にかかわる部分からの情報収集等をした中で、早くても平成20年3月、いわゆる4月の当初予算ということになるわけでありまして、そうなりますと、この秋に秋田国体がある中で、そこで平鹿球場の電光掲示板を来年当初でやるというのも、これもまた妙な話だなということの判断をいたしました中で、これは補正で対応すべき事案だという判断等でございます。グリーンスタジアムよこてに関しましては、何年先かというのはちょっと言えませんけれども、当初予算の中で対応する。分けて考えるべきだと、こういうふうな判断でございます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 衛生看護学院の住まいのことではありますが、直接市で斡旋するかどうかというところまではまだ詰めておりません。ただ、この後、衛生看護学院の方といろいろ協議をしまして、仮にそういう希望が出されればどういうふうなことができるかというのを検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番(阿部信孝議員) グリーンスタジアムの電光掲示板の件ではありますが、例えばこれは入札にかけるとすれば、同じメーカーといいますか、同じ会社からの部分で入札するのではないかなと思います。横手市のグリーンスタジアムは秋田県の高校野球の大会も開催されます。その設置期間はどの程度かかるかちょっとわかりませんが、もし……。今の補正予算で出ませんけれども、そんなに期日はかかるものではないなと思いますので、そういう点がわかりましたらお願いします。何日ぐらいかかるかお知らせください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 グリーンスタジアムの電光掲示が今なされていないのは選手名のところでありまして、ちょっと具体的な工期は今、手持ちございませんので、調べて、後でご報告したいというふうに思います。

それから、平鹿球場の方の電光掲示は点数のところ為主でありますので、そういうことで試合を進めるに当たって点数のところの電光掲示を平鹿球場は今、補正でやろうということでもありますので、よろ

しくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに。28番佐々木議員。

○28番(佐々木 誠議員) 20ページの上の方でございますけれども、県からの権限移譲による交付金、民生委員の件ですけれども、今までの活動とは何か違ったことがあるのかどうかをお尋ねいたします。

それから、もう一点は、実際に民生委員で活動している人のお話ですけれども、非常に今、高齢者になりまして認知症の方が多くなってきておりまして、それで、家族の方が大きな事故を起こされると大変ということで、できるだけ運転させないようにというお話があるそうです。だけれども、本人が運転するというのであれば、どうしてもそれをやめさせることができないということで、非常に悩んでおるということでございます。それで、どこに相談に行っても、なかなか話は進まないということで、最終的にはやはり行政が対応するべきじゃないかというお話でございました。それで、急に言われてもなかなか大変かと思えますけれども、今後そういうことに対する対応が可能かどうかを検討してほしいと思います。

以上2点お願いいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 20ページの民生委員関係費2,011万6,000円の補正の関連でございますけれども、委員活動につきましては特に大きく変わるということではございませんで、県からの事務の権限移譲に伴いまして、今回補正をさせていただくわけでございます。中身的に申しますと、現在、横手市の民生委員数は345名というふうになってございますけれども、人口の関係でいきますと大分減員されるわけでありまして、私どもとしては一気にということではなくて、現在県の方に311名ほどでということでの申請をさせていただいております。そういった算定に基づいての補正の関係でございます。

それから、後段の認知症の進みぐあいによつての自動車の運転免許の関係でございますけれども、現実的に私どもが免許証を所持されている方にやめさせるということについては非常に難しい分野だというふうには思うわけです。思うわけですが、そういった接点の仕方、さまざまな生活上の相談を含めまして対応しながら、あるいは高齢者の、違うわけでありまして、さまざまな生活の安全というふうな関係では横手警察署の地域生活安全課との連携もございまして、そういったお互いの関係機関が持つておりますそういった仕事の中身も踏まえながら、そういったことについてもご相談できる体制を考えてみたいというふうに思いますので、若干時間をお借しいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。11番奥山議員。

○11番(奥山 豊議員) 消防関係、31ページ、災害対策費でありますけれども、今日の市長の行政報告の中にもございましたが、平鹿町の市街地での火災発生、本当にあのように街のど真ん中、火事になればどうやって水を確保するのか、大変なことを私も見てまいりました。今回はその対策としての一つの対策でありまして、庁舎内に防火用水を設置するというので、一部ほつとしたところではありますが、

今日のこの予算審議の中で大宮川をせき止める方法が最もよい方法だというふうなことであります。やはり市内を流れる一級河川でありまして、水も豊富であります。さっきから考えておりますが、あの大きい川をどうやって簡単に止める方法をお考えなのか。10カ所ということでありましたので、どうやってせき止める方法なのかお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 平鹿町区長。

○柿崎洋悦 平鹿町区長 ただいまのご質問ですが、今、大宮川を街を南北に縦断して、ずっと中心部を流れておるわけですが、この前、火災のときも水は流れておりましたけれども、結局、浅いために水が逃げていくと。たくさん水をとるために、水口を押したわけです。それが泥を吸い込んだような状態で、水のある程度深さを確保できれば、あるいは流れていく、無駄な水ではないでしょうけれども、有効に使うためにということで、消防署とか地域の消防団員とか、あるいは川の人方と相談しまして、現在、川幅は上流と下流ではちょっと幅が違いますけれども、護岸はコンクリートでできているわけです。それに水を少し入れまして、そして両方に入れて上の方に3メートルぐらいです。角材は4寸角ぐらいのやつですが、下の方に行くと4メートル近くになりますけれども、結局、2種類の長さの角材を10カ所設定しまして、火災が発生したときは一番近いところをとめるために、その角材を、常時シートで覆っておりますが、近くに置きまして、それをドンドンと落としていくわけです。そうすると、4寸角のやつが4本とか5本である程度の深さの水を確保できる、そういうことで、深さを確保して流れる水を少なくして全部有効に消火に使える、そういうことで、正式に、例えば急にとめて立派な鉄材とかに使いますと、1基で600万ほどかかるそうです。それで、そのことを検討しながら、やっぱり10カ所、安全で、しかも手早くできるということで角材をはめ込む、落とすというんですかね、そういう操法でできるそうですので、それでお願いしたところであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

○6番（柿崎孝一議員） 1点お願いいたします。

21ページ、児童福祉総務費のところです。学童保育事業408万円、これは市長の所信説明にもありました。60名でやっていたのが、まず登録人数が80名ということで、これ以上の対応はできないということでしたけれども、ほかの地区では小学校を使ったり、いろいろな手が考えられていますけれども、これはどういう対策を考えて、ここに落ち着いたのか、まずそのいきさつをお願いしたいと思いますし、実際、これは住宅を借り上げてということになると、安全性の問題やら、さまざまな問題でどのような、個人の住宅を改良するのか、また借り上げに対する費用、あとは借り上げる期間の契約とか、そういうものはどの程度話し合われていたのか、その辺のことをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 お答え申し上げます。

まず、民間の住家を借り上げることについての改修の問題であります。これはほとんど改修の必要

がないということでもあります。

それから、お話ありました文部科学省の放課後子どもプランという事業の関係であります。これにつきましてはまだ場所とか運用方法とか、あるいは今の放課後児童クラブとのかかわりなどについて、まだ調整が必要な段階であるということ、それから一番大きな問題は、この事業が実施されても放課後児童クラブとは別々の部屋でやりなさいということ、別々の職員配置が必要だということ、まして一緒にやるとすると厚生労働省の方からの補助はないというような、かなり問題点があるようでありまして、私どもとしては既存の学校の中でこういう場所を確保するというのはできないのではないかとというような判断をしたところであります。

それから、それ以外の借り上げする場所についてももう1カ所検討したわけではありますが、場所としてはやっぱり相当大幅な改造費が必要だというようなことからして、この当該場所を選んだという経緯になっております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案はお手元に配付してあります付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開を50分といたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時50分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第47、議案第111号平成19年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第111号平成19年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,293万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を110億9,414万2,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、4,100万4,000円の減額補正をしております。これは、平

成18年度の療養給付費が確定したことに伴い、過去3カ年の伸び率等から見直しを行いまして、1人当たり療養給付費を17万8,044円と見込んで積算した結果、当初予算額と比較し、1人当たりで793円の減額となったことによる補正でございます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費は9,496万円の減額補正をしております。一般同様の見直しを行いまして、1人当たり31万3,145円と見込み、6,130円の減額となったことによる補正でございます。

3目の一般被保険者療養費、4目の退職被保険者等療養費につきましては、過去3年間の平均の伸び率で積算した結果、若干の増額補正となっております。

次に、12ページをお開き願います。

2款2項の高額療養費につきましても同様の見直しを行った結果、減額となったものでございます。

続きまして、3款1項老人保健拠出金につきましては1億1,631万4,000円の減額補正を行っております。これは、平成19年度の拠出金が確定したことによる補正でございます。

次に、4款ですが、1項介護納付金は6,023万円の減額補正をいたしております。これは、当初予算におきまして支払基金が算出した1人当たりの平成19年度の納付額が4万9,476円、957円の減額により確定したことによる補正でございます。

次に、5款ですが、1項の共同事業拠出金につきましては1億1,907万2,000円の減額補正をしております。これは、平成18年度の実績に基づく当初の拠出金が決定したことによる補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、7ページにお戻り願いたいと思います。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は7億2,788万9,000円の減額補正をしております。これは、本定例会に提案いたしております国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の国民健康保険税率に基づいて計上いたしております。医療給付費分の現年課税分につきましては、合併協議で決定されました平成19年度の所得割税率を0.75ポイント引き上げまして、平等割額、均等割額につきましては合併協議と同額として積算した額に収納割合を乗じまして予想額を決定いたしております。

それから、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては5,084万7,000円の減額補正をいたしております。一般被保険者と同様に積算をいたしております。現年課税分の収納割合につきましては、国保税の課税総額の算出に当たり、一般退職合計で収納見込み率を加重平均で92%といたしまして、予算計上におきましては一般被保険者につきましては91%、退職者被保険者につきましては96%として見込んで積算をいたしております。

また、滞納繰り越し分につきましては、平成18年度の収納実績に基づきまして一般被保険者につきましては11.41%から14%に、それから退職被保険者につきましては20%に引き上げて算出し、それぞれ増額補正をいたしております。

次に、8ページをお開き願います。

3款の国庫支出金以下、4款療養給付費等交付金、それから5款の県支出金、6款の共同事業交付金につきましては、歳出の給付費の減額、拠出金の交付決定等によるルールに基づきました歳入の減額補

正でございますので、説明を省略させていただきたいと思えます。

それから、10ページをお開き願います。

10ページの9款1項2目その他繰越金につきましては5億7,999万9,000円の増額補正をいたしております。これは、平成18年度の決算見込みによる繰越金の補正でございます。保険給付費の執行率が94%程度であったことが主な理由となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第48、議案第112号平成19年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第112号平成19年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,230万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億8,185万5,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款1項1目の償還金は、4,603万9,000円の増額補正をいたしております。これは、平成18年度決算見込みにより支払基金からの交付金が超過となっており、返還のための補正でございます。

次に、2款2項1目の一般会計繰出金は1億3,626万3,000円の増額補正をいたしております。これは、償還金同様に、平成18年度決算見込みによる一般会計からの繰入金の返還金にかかわる繰出金の補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款1項1目療養費負担金並びに3款1項1目の老人医療費負担金につきましては、国・県負担金の不足分を過年度分医療費負担金として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第49、議案第113号平成19年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第113号平成19年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額には変更がありませんで、債務負担行為を設定するものであります。

2ページをお願いいたします。

この4月から包括支援センターの職員の増員が図られましたけれども、この職員6名の電算システムの賃借に関する債務負担行為であります。

なお、当初予算時につきましては人員等を確定してございませんでしたので、今回債務負担行為として設定させていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第50、議案第114号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第114号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページ、第1条では歳入歳出の総額にそれぞれ4,703万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ18億3,105万2,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページの関係でございまして、歳出でございますけれども、これは1款、それから9ページの2款サービス事業費、10ページの同じく2款のサービス事業費でございますけれども、この4月の定例人事異動に伴う人件費が主なものでございますが、8ページの1款1項1目の一般管理費の説明欄、施設の維持管理費でございますけれども、大きなものとしてございまして、憩寿園の分で88万5,000円がございまして、これは、憩寿園の空調機器、ボイラー、換気扇、それから鶴寿苑の除雪機、地下タンク等の修繕に

かかわるものが主なものでございます。

7ページにお戻り願います。

7ページには、これらの人件費等にかかわる財源といたしまして一般会計から4,703万7,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第51、議案第115号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第115号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算につきましても、予算の総額には変更はございません。

4ページをお願いいたします。

4ページ、歳出からご説明申し上げますけれども、この会計につきましても4月の定例人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

なお、5ページの予備費については調整財源といたしまして86万4,000円を補正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第52、議案第116号平成19年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第116号平成19年度横手市障害者支援施設特

別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページでございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ441万2,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ2億7,892万1,000円にしようとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入の関係でございますけれども、1 款 1 項 2 目利用者負担金につきましては、これまで保護者会の方で負担をいたしまして職員の人件費を持っていたものでございますけれども、この4月から市の非常勤職員というふうな形になりました。そういう関係で、これまで別会計で処理されておったものですが、会計の明瞭化を図るために、ここに利用者負担金として歳入としてきっちり予算計上させていただいたものでございます。

なお、2 款 1 項 1 目の物品売払収入222万8,000円につきましては、大和更生園、それから通所授産施設ユー・ホップハウスの作業の関係でのスノーポールの関係でございますけれども、さまざまな箇所に働きかけましたところ、さらに4,000本程度の追加のご注文というか、仕事を発注いただけるということで、今回補正として計上させていただきました。

6 ページをお願いいたします。

1 款の1 項 1 目については、人件費等の補正でございます。

2 款の1 項のサービス事業費の関係でございますが、ここには大和更生園に係る作業収益金の還元といたしまして、本来大和更生園は入所施設でございますので、お金をお支払いすることができないわけでありまして、入所者、利用者の方々が楽しみにしております旅行等の経費の助成といたしまして、報償費で45万3,000円ほど計上させていただいております。ほかにつきましては、スノーポールの原材料等の費用でございます。

それから、7 ページの3 款の授産費の関係でございますけれども、これも同様に通所授産施設分にかかわるものでございます。こちらは作業の報酬と申しますか、こういった形の賃金をお支払いしてございまして、役務費の方に計上させていただいております。また大和更生園同様、原材料の方にはスノーポールの材料費代を計上させていただいております。

4 款の予備費につきましては、予算の調整分といたしまして2,151万9,000円を追加させていただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第53、議案第117号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部 充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第117号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページ、第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ282万円を減額し、歳入歳出予算それぞれ8億529万1,000円に改めようとするものでございます。

4 ページをお開きお願いいたします。

歳出でございます。大半が人件費の関係でございます。

2目の雄川荘の部分です。この部分については、人件費の財源の調整であります。

3目のさくら荘の関係でございます。この部分で13節の委託料400万ほどの減額となっております。

そして、1の方の報酬300万増額になっておりますけれども、これはさくら荘の調理の関係、新年度当初では委託ということを考えておりましたけれども、委託しておりました調理人の関係、今度新しく非常勤としてさくら荘の方に勤務するということになりまして、1節の報酬の方に予算を振りかえたものでございます。

4のゆっぶるに関係しましても、人件費のやりくりでございます。

5目のえがおの丘の関係につきましても、人件費のやりくりでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金から282万円を減額して調整を図ったということでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第54、議案第118号平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 ただいま議題となりました議案第118号平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ183万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億93万8,000円に定めようとするものでございます。この追加となります183万9,000円につきましては、すべて人件費でありますので、説明は省略をいたしたいと思っております。

あわせまして、地方債の補正であります。地方債の限度額を変更しようとするものでございます。歳入については記載のとおりでありますので、説明を省略いたします。

以上で終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第55、議案第119号平成19年度横手市前郷墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第119号平成19年度横手市前郷墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出それぞれ359万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,979万5,000円に定めようとするものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

今回補正をお願いしております359万5,000円ですが、内訳といたしましては、前郷墓園の墓域の拡大を図りたいということでありまして、1.21ヘクタールの測量、それから一部造成工事が主な内容でございます。

ということですが、現在の前郷墓園の状況であります。1,642基、これは園路墓地、既成墓地、自由墓地を含めてであります。1,642基ありますが、ほぼ満杯状態でありまして、残がないという状態です。そういうことで、墓域の拡大を図りたいということで今回補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、説明を省略をいたしたいと思っております。

よろしくどうかお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第56、議案第120号平成19年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を

議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第120号平成19年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ237万1,000円を増額いたしまして、総額を30億8,690万9,000円に定めようとするものでございます。

その内容につきましては、異動に伴います人件費の増でございます。

歳入につきましては、3ページの事項別明細書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月5日から6月10日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月5日から6月10日までの6日間、休会することに決定いたしました。

6月11日は午前10時より本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 4時15分 散会

